

令和6年第2回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月8日（金曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年3月8日（金曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課補佐 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		一般質問
日程第2	議案第7号	安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第3	議案第8号	安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第4	議案第9号	安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第5	議案第10号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第6	議案第11号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第7	議案第12号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第8	議案第13号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第9	議案第14号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第10	議案第15号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第11	議案第16号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第12	議案第17号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第13	議案第18号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第14	議案第19号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第15	議案第20号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第16	議案第21号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第17	議案第22号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第18	議案第23号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第19	議案第24号	安平町地域福祉総合計画の策定について
日程第20	議案第25号	安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について
日程第21	議案第26号	安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第27号	安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第28号	安平町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第29号	安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第30号	安平町キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26	議案第 31 号	安平町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第 32 号	安平町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第 33 号	安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第 34 号	安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第 35 号	安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第 36 号	安平町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第 37 号	東胆振 3 町介護認定審査会共同設置規約の変更について
日程第33	議案第 38 号	東胆振 3 町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について
日程第34	議案第 39 号	令和 6 年度安平町一般会計予算について
日程第35	議案第 40 号	令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第36	議案第 41 号	令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第37	議案第 42 号	令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第38	議案第 43 号	令和 6 年度安平町水道事業会計予算について
日程第39	議案第 44 号	令和 6 年度安平町下水道事業会計予算について
日程第40	意見案第 1 号	被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）について
日程第41	意見案第 2 号	物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書（案）について
日程第42	意見案第 3 号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）について
日程第43		議会広報特別委員会委員の選任について
日程第44		議員派遣の件について
日程第45		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第46		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第47		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件
日程第1 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3 番	小笠原 直 治
8 番	箱 崎 英 輔

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

- 議長（多田政拓君） おはようございます。昨日に引き続き議会を再開します。只今の出席議員数は10名です。（工藤隆男議員～午前欠席）定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
-

◎ 日程第1 一般質問

- 議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。初めに8番箱崎英輔議員の一般質問を許します。

【通告No.3 8番 箱崎 英輔】

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 通告にしたがい3点について伺います。まず、あびらチャンネルに住民参加型の放送スタイルを付加することは可能かということについて伺います。現在のあびらチャンネルは過去に放送された、いわゆる再放送が2時間の放送時間の半分の1時間を占めている状態です。その再放送部分を過去の映像ではなく町内様々な団体が自主参加型で作成してその映像を放送することにより、町内相互団体の情報共有ができたり紹介された団体の活動内容を知ることにより興味を持ったりと、お互いの親睦の一助になるのではないかと考えます。
- まず、現在の方法状況について伺います。安平町ホームページで2月後半の放送内容を確認すると安平の出来事60分、遊び学び挑戦あびら教育プランが再放送で20分、安平の子どもこれも再放送で20分、スキーレッスンムービーも20分再放送と合計60分が再放送されています。これらの放送内容全体として、基準はどのようになっているのか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） あびらチャンネルの放送時間とまたその内容についてというご質問ですが、まず放送時間ですが朝6時から深夜12時まで、これを1日の放送時間として、先ほど議員もおっしゃられたように新番組、それとこれまで放送した再放送それぞれ大体約1時間ずつの計2時間を1つのデータ番組としてそれを1日に9回放送しています。

新番組は毎月1日と16日に月2回新しい番組へ更新していきまして、その新番組の放送する内容としては主に安平町内で開催された行事ですとか、町内で起こった出来事、トピックなどを取材したものを中心に現在番組を制作しているところです。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） では引き続き再放送の内容についての基準はどのようになっているのか伺います。また、いつから再放送という形をとっているのかも伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 再放送の内容についての基準としては、過去に放送された番組のうち、現在放送しても今のこの社会情勢とか町の情勢から見て大きな違和感がない番組を基本として放送する時期や季節に合ったもの、また過去に放送された回数が少ないものの中から選んで放送しています。

いつから再放送をしているかということに関しては、あびらチャンネルの放送が開始された当初より再放送というか前回放送したものはして参りました。番組開始当初は番組のストックが少なかったものですので、その前回に放送したものを再び連続して放送するという形式を主としていましたが、現在では過去の番組のストックも増えて参りましたので、先ほど申した基準により再放送する番組を選定しているところです。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） そのような基準で再放送されている分にはいいのかなと思いますが、やはり年数があまりにも経ちすぎた、例えばこの前、私が確認させてもらったところ、年中だった園児さんが今もう小学校6年生になっているような年数もあるので、その辺のところはどうなのかなというのがあるのですが、その辺はいかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 再放送する番組の基準としては先ほど申したところで、特にお子さんとか行事のような番組ですと今議員がおっしゃられたことも中にはありますが、最初に答弁した新番組が大体60分、再放送が60分の中で季節に合ったような番組というところで放送の時間、先ほど議員がおっしゃられたのは20分ぐらいなのが3つ現在再放送しているというお話もありましたが、その時間も合わせて選定をしているところで、中には古いのものもあるかなとは思っています。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
- 町長（及川秀一郎君） 再放送の中でも、例えば私あびらチャンネルの中でも馬学習だったり、時間も結構かけながらメロンの学習だったり、そういったことも放送されてきましたので、内容が充実していて、これは何年経っても色褪せないようなそういった番組も中にはたくさん含まれていると思いますので、そういったところをご理解いただければと思います。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） わかりました。これで来年度に向けての改善策というか新しいことをやろうというようなお考えがあればお聞かせください。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 最初にご答弁しました放送時間ですとか番組構成などに関しては、現段階では大きく変更する予定は考えていませんが、今年度も番組の制作の委託先と色々内容とか番組の作り方で打ち合わせをしていく中で、主に委託先の体制の話にはなってしまうのですが、作り手側に多くの町民の方を巻き込んで色々な方の視点からの番組の制作ができればいいのではないかとということも打ち合わせしていきまして、町としてもそのようなことが実現できればいいと考えていますし、今後もより良い番組放送となるよう進めて参りたいとは思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） まさに今から提案させていただくのですが、住民参加型の放送スタイルを付加することはできないのかなと考えています。例えば自治会町内会それと町内に7つあるNPOもしくは他の任意団体などが自分たちで紹介したいとか、自分たちの活動内容を町民の方に知っていただきたいという思いでビデオムービーを作成したり、若しくはこの委託された会社が今池田参事が言われたとおり会社の方が行くのは厳しいのだろうと思いますが、どうしてもできないところには支援を行ったりと。そして自分たちの活動内容を知ってもらったり募集したりということができると思うのですがいかがでしょうか。

学校で児童生徒、これはすぐにはできないでしょうけれども、例えば各小学校、中学校、早来学園等で自分たちで作成したビデオ、今までは制作会社が行って撮ってもらっていますが、それではなくて自分たちで作成してこういう活動をしているんだよって児童生徒が訴えることができたらもっといいと思うのですけどいかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 只今ご質問のありましたことに関しては放送開始当初より例えば町民の方々、各種団体などから映像提供していただいてそれを編集して放送するという取り組みは実施していきまして、これまでに何度か放送してきた実績もあります。しかしながら、実際の編集作業ですとか打ち合わせ、完成した動画の確認等、我々担当職員の業務量ですとか作業に要する時間などが多く、これまで難しい点が多かったかなと思っています。ただ、このような取り組みも従前から進めてきたところですので、また一度課題を整理して住民参加型の新たな方策を考えていかなければならないのかなと、そういう必要があるとは考えています。また、委託業者の方が出向いて番組を制作することに関しては、委託の内容ですとか委託金額の協議も必要になるかなと思っていますので、これに関しても今後の検討課題にしていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 確かに町の職員の方や委託先の会社の負担になる、もしくは金額を上げないと割に合わないという形になるのは、私は望んでいませ

ん。やはり住民自治というか自分たちでそういうものを訴えていく。本当に i M o v i e などそういうビデオに対するソフトもだいぶハードルが下がって、結構我々の年代でも作成したり SNS で投稿したりしているので、だいぶハードルは下がっていると思うのですよね。となると、あとはチェック体制になるのですが、やはりある程度個人でやるにはどうなのかなとは思いますが、町に認定してもらっている任意団体だったり N P O 団体だったり、変な映像を流すとそれこそ自分たちに跳ね返ってくることを考えるとそこまでチェック体制をしなくてもいいのかなというのが個人的に思うのですが、その辺いかがですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 私の方から只今の質問について答弁させていただきます。もちろんチェック体制が一番大事なものでして、このあびらチャンネル、当初から番組基準を設けています。これは放送法に基づいて制定された安平町あびらチャンネル番組基準という形であびらチャンネルの放送に関する規範を示したもので、いわば放送番組を制作する時の基本原則というものです。この審議の部分については現在総務課参事が中心となりまして番組のチェック体制を行っている。内容については安平町のあびらチャンネルは安平町住民の基盤に立つ公共放送の機関として何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで良い放送を行うことによって公共の福祉の増進と文化の向上及び安平町の P R に最善を尽くさなければならないという形がありまして、この問題については N H K または民法の番組基準を参照にしながら現在放送に至っているところです。ですからチェックの部分については番組を編成し、流す内容等についてはチェックをしているという形になります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 技術面の関係というか基準関係は今副町長が答弁したとおりです。自分の印象としては今スマートフォン、私もそうですが高画質で写真だけでなく動画も撮れる。実際に動画とか写真を使って編集をしてもらってあびらチャンネルに流していただいたこともありますので。例えば色んな行事だったりそういったものであれば特に支障はないと思いますので、そういったものをチャレンジしていきながら、当然最初の段階では実際我々も行き双方でやってみるとか、そういった経験をしながらある程度イベントだったり行事の団体の行事であれば我々が取材にいかなくても映像を作っ

もらって、そこを再度編集を一部させていただくようなことがうまくいけば我々の負担軽減にもつながるのではないかなと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。ぜひ色々な法律のことでやらなければいけないという難しいところもあるのでしょうか、ぜひご検討のほどお願いします。

次に安平町の防災に対する取り組みについて伺います。2018年、平成30年9月6日3時7分に胆振東部地震が発生しましたが、それから5年半経過して防災の意識も少しずつ過去のものになってきた感があります。今回の能登半島地震を受けて改めて災害はいつどこで起きるかわからないということを感じ知りました。そこで安平町の防災体制について伺います。まず防災に関する法律体系について確認させていただきます。安平町地域防災計画は何を根拠に作成されていますか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 市町村の地域防災計画は災害対策基本法第42条において防災基本計画に基づいて市町村防災会議が作成することとされていますので、安平町地域防災計画はこの規定に基づいて作成しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。内閣府のホームページを見てみると法律体系というマトリックスみたいなものがあって、災害対策基本法をもとにして類型として縦軸に地震及び津波、火山、風水害、地滑り、崖崩れ、土石流、豪雪、原子力というものが並んでいて、横軸に予防、応急、復旧、復興となっています。そういう様々な法律が位置づけられていて、例えば予防の類型では大規模地震対策特別措置法、河川法、砂防法であったり、応急の類型では災害救助法、消防法、警察法、自衛隊法など様々な法律体系をもとに安平町防災地域防災計画は位置づけられているという認識でよろしいですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

- 総務課参事（池田恵司君） 只今議員がおっしゃったとおりですが、基本的には国の防災基本計画に準じて作成をしていますので、様々な災害に対する予防また対応を一応網羅しています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） わかりました。次に安平町地域防災計画をもとに自衛隊、消防団、情報伝達、自治会町内会などの地域住民といったキーワードでお聞きしたいと思います。まずは防災関係機関との連携について伺います。以後、安平町地域防災計画に沿って伺って参ります。第1章総則第5節防災関係機関等との処理すべき事務または業務の大綱ということでお聞きします。防災関係機関として9種類に分類されていますが、その中でも自衛隊と消防団についてお聞きします。まず自衛隊から。今まで第7特科連隊との防災訓練の実績はどのようなものがありますか。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 陸上自衛隊第7特科連隊との防災訓練の実績ということですが、直近では令和4年度におきまして安平町内における通信伝達訓練とか、浸水想定区域等の町内の危険が予想される地域の現地の確認、また災害が発生した場合の救助を想定した訓練など災害発生時における安平町と第7特科連隊との連携強化を図るための共同防災訓練を2日間の日程で実施をしたところ です。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） わかりました。来年度以降に向けてどのような防災訓練に関する協力体制どのように考えていますか。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） これまでの実績とか今後の協力体制のところは今後も変わらないと考えていますが、現時点で6年度以降実施が決定している具体的な訓練はまだ決定していませんが、本町の防災担当として自衛隊を退職された方を任期付き職員として現在配属していることから、町と自衛隊と

の連携を非常に円滑に進められているとと思っていますので、引き続き平時からの協力体制は逐次確認するとともに、地域の防災訓練等への参加の協力等も視野に入れてさらなる連携の強化を図っていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 先日、第7特科連隊長と所掌する大隊長とかとお話する機会があって非常に過去の方もそうなのでしょうけど前向きな発言をしていただいたので、ぜひ町と第7特科連隊という形ではなく町内会自治会とかとそういうところで実現に向けてやっていただければ、大隊長とか連隊長は2年とか長くて3年で交代してしまいましたが、それ以外の方は結構長くいる方もいらっしゃる。そうすると地域住民と自衛隊との連携がさらに密になっていくこともあると思いますので、ぜひそのような計画をしていただきたいと思いますがいかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 自衛隊の連隊長ですとか大隊長の方も人事異動等で変わった際には必ずご挨拶に来ていただいていますし、また、先ほどは令和4年度の実績ということで答弁差し上げましたが、それ以前にも自衛隊を退職された方の任期付き職員というのが現在の方以前にもいらっしゃって、そことのつながりから例えば地震前ですが防災キャンプというのを実施していた際にも自衛隊の方が来て炊き出しの訓練もしていただいたことがありますので、今後も引き続き連携というのはさらなる強化を目指していきたいと思っています。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 補足させていただきます。安平町の隊区は第7特科連隊第1大隊ということですので、先ほど池田参事が言いましたとおり連携強化に努めて参ります。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） わかりました。ぜひ連携強化のほどよろしくお願ひしま

す。

次に消防団についてお聞きしますが、消防団については胆振東部消防組合が所掌、管理統括していることを前提としてお聞きしたいと思います。まず、安平消防団の定員は何名。また、充足状況はいかがでしょう。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 消防団の定員については胆振東部消防組合消防団員の定数、任免、報酬、服務等に関する条例で定められておまして、その定員は140名となっています。それぞれの分団の定員の目安ですが本団が14名、早来分団が40名、遠浅分団が22名、安平分団が22名、追分分団が42名となっています。それに対する本年3月1日現在の実人員ですが、本団が15名、早来分団が40名、遠浅分団が20名、安平分団が18名、追分分団が29名で合計122名となっておりまして充足率としては約87%となっています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。全体的には87%ということなのですが、特に気になるのは追分地区の方は7割を切る。私の計算では69%、約70%ですね。7割の充足率しかないということで、これ人数だけでどうのこうのという話ではないのでしょうか、そのような形になっていることを認識しました。

次に消防団としての活動内容、予備出動回数を把握していただければ幸いです。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 消防団の方の活動内容また出動回数というご質問ですが、まず活動内容としては火災などの際に出動する災害出動のほか平時におきましては夜間広報巡回などの警戒出動や予防査察、また、定期出動訓練や演習などを行っています。災害の出動の実績ですが、直近3年間では大体年に1回、多い時で2回ありました。また、警戒出動については大体例年毎年93回程度出動していただいております。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 消防の職員の方だけではなくて消防団としてもだいぶ活躍されていることは認識されたと思います。
- 次に消防団を支える消防後援会というのはいつ頃設置され、どのような活動をしているのか、その経緯をお聞きしたいと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 消防団後援会については夜間巡回や消火活動、抑止活動及び消防大会、また、夜間時における放火等の未然防止、消防団員の勧誘ですとか啓発事業など消防活動また消防団の後方支援となる活動を担っています。設置の経緯、いつ頃設置したかについては、早来地区については昭和33年から、追分地区については平成28年に設置されています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 今お聞きしたところによると追分地区はつい最近という認識ということですね。その消防団後援会について消防団の募集というところもありますが、消防団の募集について先ほど申し上げたとおり追分地区は7割と、他の地区も100%ではないということを見ると、町の役割ではないかもしれませんが消防団後援会との連携といいますか、共通認識はどのように持たれているのかお聞きします。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 私の方から総務課長時代に具体例を挙げれば、遠浅地区での火災の部分、後方支援として消防後援会が活動していたと。追分地区ですが、消防後援会が無いという部分の中で後方的な水分補給とかそういう部分の後方支援が無いと。このような形から平成28年から動きまして、設立当時は平成29年の9月29日、これらは追分地区の区域の世帯主及び追分地区の区域内の町内会長及び各団体の長、消防団、消防職員、OBをもって構成するという形の中でこの消防後援会ができた形です。これらの連携というのは自治会町内会の会費から、当時は各早来地区では各自治会費の中から100円を徴収して消防後援会に充て込んでいましたけども、4地区、追分、安平、早来、遠浅の消防団後援会ができたことによりまして自治会町内会の交付金という形の中で推移をしていると。ですから連携はしているということです。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 今の連携ということは認識しました。では次に安平町としての課題をどのように捉えられていますか。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 町としての課題ということですが、消防団また消防団後援会というのは災害発生時のみならず、平時からの災害予防または啓発活動にも重要な役割を担っていただいているところは先ほどご答弁したとおりで、そのように町としても認識をしています。課題としては新たな担い手が不足しその活動が衰退していつてしまうことが町の防災行政を進める上でも課題になるのではないかと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） そうなんですよね。まさに消防団員の確保はひっ迫した状態になるとなかなか厳しい状況いなると思います。例えば胆振東部の地震の時も夜中の3時、9月ということで夜に火を使っている人はまだいなかったということなのでしょうけど、もしこれ昼の12時頃だったらどうなるのかとか、それとか冬場になったらどうなるんだと考えると火災が発生していても不思議ではなかったのかなと思います。そうすると広域火災ということなのですが、職員だけで消せない、消防団の出動がどうしても出動になる。ただ、広域火災になると他の町からの協定は結んでいるのでしょーど、なかなかこちらの方に来ることは予想されないということを見ると難しいのかなと思います。また、先ほど申し上げたとおり胆振東部消防組合が管轄しているといっても安平町の消防団の確保に向けてむかわ町の人とか、厚真町の人が協力してやるぞというのはなかなか難しいのかなと思います。そういうことを合わせ考えると先ほど副町長のお話にもありましたが、ちょっとさらなる認識というかこれ以上の消防団後援会と連携等をやっていただきたいと思います。こちらの方はご回答は結構です。私も胆振東部消防組合の議員をやって2年経ちますので、こちらの方の当組合の方にも確認させていただいて、町民の皆様にもこの消防団ということを認識していただいて、団員の方々はやりがいがあるような取り組みをしていきたいと思いますがいかがですか。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 消防団員の確保というのは従来から課題だったのですが、年々これ安平町だけでなくどこの自治体においても団員の減少、また、女性消防団員といった団員もおられるわけですが、なかなかその成り手が少ないという課題です。安平町の職員でいきますと旧早来町時代から早来のここに住んでおられる職員が早来地区で現在も9名、そして遠浅で1名が消防団員として活動してくれています。旧迫分町時代は災害があった時、職員はすぐ駆け付けなければいけないというか出勤しなければならないといった考え方から、消防団に入るといのはあまり勧められていなかったという経過もありますので、今後先ほど迫分地区の消防団後援会もそうですが、なかなかそういった活動がまだ安平町全体として均一になっていない部分もありますので、安平町の役場職員が団員となる場合について、また出動する場合、様々な訓練、そういった時に対して仕事の面での配慮はしていきたいと考えています。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました、ありがとうございます。情報提供という形になるかと思うのですが、先日胆振東部消防組合の議員として道東の方に研修させていただいた際に機能別消防団というのがあって、消防団全ての活動に参加するのではなくて、川の事故だったらリフティングの会社がやっているような救助に出るとか、専門的な分野でしか活躍しなくてもいいよとハードルを下げたり、色々な形でやっていると思いますのでこちらの方は私もこれから学習をして他のところにも働きかけていきたいと思います。

では3番目の災害情報伝達について伺います。こちらは防災計画第3章災害情報通信計画の2節に災害情報通信計画というものがあって、情報交換及び情報伝達体制の整備として位置付けられています。そこでお伺いしたいのは現在の町民の方々への伝達手段はどのようなものがあって、今後他の手段は何か考えているのであればお聞かせください。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 災害情報の伝達手段、周知については、ある特定の1つの手段のみに頼るのではなく多様な方法を用いて行うべきものかと思っています。安平町は大きく分けて3つの種類の伝達方法、手段を用い

ていまして、まずネットや通信網を使った伝達手段として町のホームページとか防災無線、エリアメールという手段で伝達しています。また、もう1つはテレビの放送波を利用するものとしてあびらチャンネル、エリア放送を利用して伝達しています。あともう1つは口頭の伝達というところで広報車のスピーカーとか、あと局地的な限定されたところであれば各方に向いての伝達も行っています。また今後の手段については、現在具体的な計画はまだありませんけれども、今年度令和5年度より実行しています安平町DX推進計画、これを進めていく中で災害情報の周知に関しても今後より有効なシステムとか、手段があればそのような情報も収集しながら進めて参りたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 今言われたようにDX計画もあるのですが、既存の安平町LINEの活用とかは考えていますか。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 本町では平時において特に子育て世代に向けた情報発信ツールとして町公式のLINE@を運用しています。これに関しても災害時の情報伝達手段の1つとして当然考えていまして、胆振東部地震の際もこのLINE@を活用して情報発信した実績があります。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 有効な手段の1つとして考えられるということですね。ちょっと課題が全て子育て世代から色々な情報が一緒に流れてくるところが私も見ていて感じるのですが。例えばプッシュ式というか福岡市などは福岡市LINE公式アカウントに追加する、友達追加すると防災はもちろんのこと、ゴミの日や子育て、防犯、交通安全、イベント様々な生活に密着した情報の中から本人が選択した情報だけが流れてくると。例えば高齢者の方が2計測の情報だとか今日子育てセンターでこんな行事をやるよという情報はあまり必要ではないのかなと思いますし、逆のことも考えられると思うのですが、その辺のところを検討されるという認識でよろしいですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 現在利用していますLINE@は議員がおっしゃられたとおりプッシュ型というところで、先ほどおっしゃられた2計測とか子育て世代に向けた情報を現在データをこちらで作って登録されている方に発信するという方式のものです。今後6年度以降におきましてはDXを推進していく中でスマート行政システムというところで、今までのLINE@とはまた別なLINEを活用していけないかというところの検討もしていく考えがありますので、その中で必要な情報のみ発信するところも考えながら、そういったシステムを構築できないか今後検討を考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） LINEの関係のお話ではないですが、この前段の話も含めて、やはりこの防災無線もそうですが能登半島の地震では防災無線は電力が喪失して蓄電していたものも無くなった時に機能しなくなったという、それは被災直後ではなくもうちょっと先も含めてですが。やはり電力喪失が大きな課題だと思っています、ストーブもそうです。ですから今ゼロカーボンシティ宣言をさせていただいて、その中でも一部触れましたけれども、安平地域を、避難所を中心としながらある程度のエリアを区切って、そこで太陽光と蓄電と組み合わせて何かあった時にその蓄電で賄う。さらには遮断をして地域マイクログリッドの方式で電力が喪失しない、そういった試みも進めていくことが重要だと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。色々な総合的な意味でということ捉えさせていただきます。

では4番目の住民地域との役割について伺います。こちらは町民ということでは防災計画の第1章総則、6節町民の責務として次のように定められています。自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本である。町民及び事業所はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特にいつでも起こり得る災害により人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開することが必要であると定められています。また、第5章災害応急対策計画についても町民の責務と同様の趣旨のことが記載されています。まず、これは自

分たちの町は自分たちで、自助でしっかり整えておかなければならないことが重要だと思います。また、自治会や防災組織という観点から見ると、こちらは第4章の災害予防計画の11節、自主防災組織の育成に関する計画があります。こちらの方に色々と書かれています。

自主防災組織についてと自治会町内会についてということで伺いたいと思います。先日、別の議員の方が、私がこれから質問する自主防災組織を立ち上げた自治会との数と割合を教えてくださいというところと、2番目の自主防災訓練の実施状況を教えてくださいというこの2点はもう質問されていますので、こちらは割愛させていただきますが、確認のため町内34団体のうち22の団体で自主防災組織が結成されていて、パーセントとしては64.7%。2番目の訓練内容については防災担当職員も参加した防災訓練、学習は3つの町内会自治会で実施され、活動内容として各組織が管理する防災備蓄品の確認や防災設置訓練、消防職員の協力をいただいての消火訓練やDIGというゲームに近い感覚で行われる図上訓練、防災講話ということでよろしいですかね。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） はい。そのとおりです。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） では、これを踏まえて町としての支援内容と課題をどのように取られているかお聞かせください。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 自主防災組織に対する町としての支援ですが、まず費用面、活動費用の支援として自主防災組織結成の初年度に結成交付金として4万円、2年目以降には活動助成交付金としてその組織の世帯数に応じた額を自治会等交付金に上乗せして交付しているほか、人的な支援としては各組織で防災訓練を実施する際に、ご要望があった際に町の防災担当職員を派遣して研修とか訓練などの支援を実施しています。また、平時からの支援というか啓発としては、地域ミーティング、各地区で行われているものに防災の担当も出席していますので、その中で防災の意識啓発を役員の方にもしているところですが、課題としては自主防災組織を結成していない未結成の

団体において、それぞれ団体において特有の事情がありまして、なかなか組織化が進められない点があります。また、既に結成されている組織においても小さな組織においては特に今後の高齢化ですとか世帯数の減少等によって災害が発生した際の活動に支障が出る可能性も無くはないということが課題ではないかと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 後段言われたところ、まさにそのとおりだと思うのですよね。なかなか高齢化だったり事情があったりということで結成できないことがあるのですが、今回、能登半島地震でも新聞で報道された内容なのですが、教訓となったことは色々ありましたけど、その一端をご紹介させていただくと記事をさらっとだけ読み上げますね。能登半島地震の発生から25分ほどで石川県珠洲市三崎町寺家地区海沿いに民家が並ぶ集落だが住民が高台にある集会所に迅速に避難したため津波による死者はゼロだった。何かあったら集会所。集落全体で共有していた合言葉が住民の命を救ったとあります。このような実際ここも高齢化が進んでいる地区だったとお聞きしますのでぜひこういうことが起きるんだと。安平町に津波が押し寄せる可能性というのは低いかもしれませんが、まさに明日地震が起きるかもしれないし、火災が起きるかもしれないということを考えると、それが組織になっているかなっていないかということも大きいし、日頃のコミュニケーションが取れているか取れていないかも非常に大きくなってくると思います。そういう形で続けていくことが必要だと思いますがいかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 実際に胆振東部地震の際もそうでありましたが、自主防災組織未結成の自治会においても発生後すぐに自治会町内会等の役員が率先して近所を回って被害の確認をしていただいたという実績も聞いています。町としてもこの地域防災計画の中にあります自助・共助・公助というところ、特に自助・共助をこれまでは自主防災組織の結成に主眼を置いて地域ミーティング等で結成に向けてのお話は進めてきたところですが、まずはこの基本的な組織が無くても自分の身は自分で助ける。また、隣近所を見ていただくという意識付けとか啓発を、まずそこからしていければいいかなと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 次のコミュニティの関係にもつながっていくと思うのですが、今言われたとおり自治会だったり町内会の役員、そして役員の高齢化も含めてなかなか担い手がいなくなってきたということで、また、そのエリアの人口が減少している地域においては、追分地区の本町第2、第3の統合の協議も進められているので、そういった見直しだったり。ただ農村地区はエリアが広いので簡単にそういったことにもなりませんので、あと3分の1の自治会町内会の中で自主防災が無いわけですが、少ない役員の中で立ち上げると全員が自主防災の役員もしなければならないことになりますから、今池田参事が答弁したとおり、そのことにこだわることなく、自主防災組織も例えば付与して交付金も活用しながら自治会町内会活動をこの防災のところも含めて、今もやっけていただいていると思うのですが、実を取るとか、そっちの方にこれからは進めていかなければこの率というのはこれからまた上がっていくのは難しいのではないかと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 承知しました。確かに高齢化と人口減少問題は避けて通れない問題だと思います。先ほどの記事の続きがあるのですが、先ほどその寺家地区の何かあったら集会所ということも2011年の3月の東日本大震災の直前から防災士の資格を持つ方と区長さんとで自主防災組織の結成や避難訓練の計画を進めていたそうです。その防災士の奥浜さんという方は、先輩にあり得もせんことを訓練してどうするんやと反対されたらしいですが、浜辺に家がある以上避けて通られん問題やと言って続けたそうだったので、それが住民の命を救ったということになったと認識していただければいいかなと思います。

では最後に地域コミュニティの構築について伺います。安平町とその近隣の状況を見ますと隣の千歳市ではラピダスの進出が始まり、安平町にとっても大きな影響があると思います。町内では教育の町として移住定着施策も着々と進んでいます。さらに教育長の教育行政執行方針にもありましたが、来年度から地域学校協働本部が立ち上がり、地域学校協働活動が始まります。このような状況の中、子育て世代の方たちも子育てが終わっても住み続けたい町になるためには住民参画をさらに深めることが不可欠だと考えます。今回取り上げましたあびらチャンネルや防災においても、そして防災において重要な役割を果たす消防団のことなども含め、住民が自ら考え、自ら行動することが必要なのではないのでしょうか。そのような状況を踏まえ、町としてどのように環境を整えていくのか伺います。

地域コミュニティが重要だということは安平町も胆振東部地震を経験して認識を持っているとは思いますが、町として地域コミュニティをさらにいい方向にどのように構築していくのかを伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 地域コミュニティの重要性については、第2次安平町総合計画後期基本計画の政策分野に人づくりコミュニティ、基本施策1、地域コミュニティ活動の活性化の推進の現状と課題において触れているところですが、今議員からのご質問のとおり胆振東部地震や震災による避難所運営等を経験した当町にとっては地域住民のつながりが非常に重要だと強く感じているところです。現在の町としての取り組みや事業としては、町職員が地域と行政をつなぐパイプ役となる地域サポート制度の継続実施、地域コミュニティの維持存続や再生に向けた課題を解決していくための地区別計画いわゆる協働実行プランの策定と実践、地区集会所の計画的な改修修繕、地域コミュニティ団体等が行う公益的な活動等を対象とするまちづくり事業支援交付金による支援などを通じ持続可能な地域コミュニティの形成や維持に向けて総合的に取り組んでいるところです。しかしながら、少子高齢化や地域住民の減少さらにはコロナ等の社会的な背景も重なり住民同士の関わりの希薄化が進むなど、自治会町内会の担い手不足や加入率の低下などが課題となっています。今後は転入世帯をはじめ未加入世帯に対して自治会町内会活動の発信など検討しながら加入率の向上や担い手確保につなげていく必要があります。そうしていくことで地域住民の暮らしを支える力を高めていくことが重要だと認識しています。また、近年は町内において地域福祉を支えるNPO法人の設立など新しい公共の担い手となる団体設立が進みつつあることから、自治会町内会などと連携を図りながら地域コミュニティの維持や活性化につなげていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 今山口参事が言われたとおり、そのような政策を町の方が打ってくださるということは非常にいいことだと、ありがたいことだと思います。ただ、やはり実際にどのようなことをやっていくのかを考えると色々課題は出てくると思います。例えば今移住定住政策、若い人たち、子育て世代を呼びましようとしています。それ自体が悪いことだとは私は全然思わないのですが。ただ、移住してくれた人たちというのは道外、首都圏だったり、実際そこで小さな子どもを育てようと思うとなかなか大変なことが多い

ですよ。今回コロナ禍の他にもインフルエンザだったり溶連菌だったり色々な病気の中で預けて働かなければいけないお父さんお母さんたちがいらっしゃる。となると一番頼りになる親は身近にいない、親戚もいないという中でこども園に預けるという手もあるのでしょうか、こども園はこども園で今回先ほど申しましたような菌がお互いに持っているというのでまたそこに預けても子どもが病気にかかってしまう、その繰り返しをやっているようなところもあったりするので。そういうものをどうやって解決していくのかということを見ると私たちの世代だったり、もっと上の世代とのマッチングが必要になってくるのではないかと思うのですよね。子育て世代の移住政策はそのまま継続していくとして、これからは住みやすさもアピールして行っていただきたいと思います。例えば身近なところで言わせていただくと私が所属しているワンステップ早来、早来児童館ですね。先日児童館事業として餅つきをやったのですが、そこに役場の健康福祉課の方の協力を得て地元の高齢者の方を呼んで一緒に餅つきを行いました。これは若い職員の方が企画したのですが、そういう中で地元の方が来ていただいて本当に頑張り過ぎだよっていうぐらい高齢者の方が餅つきで頑張ってくれてですね、周りが止めに入ったほどその方も喜んでらっしゃるし、子どもたちもこういうお爺ちゃんお婆ちゃんがいるんだなという認識をしたと思うし、そういうようなこともあります。先日行われたはしご酒についても同じように、こちらの方は一人の地域おこし協力隊が前にそういうことをやって地域を盛り上げたいという思いが一般社団法人エントランスの方に投げかけてきたので、役員会を開いていいのではないかということの中に地元の人たちが現実化するためにそれを補佐して、また他の地域おこし協力隊、ノーザンブルーの方がビールを提供していただいたり、また、おつまみをおむすびカフェ結さんが提供してくれたり地域おこし協力隊同士のつながりもある。何よりも熱い思いを持って採算度外視でいいよ、やるよと言ってくれた15店舗の方もいらっしゃる。そういう取り組みは輪がいくつもできると、それがやがて大きな渦となって構築されていくと思うのですよね。そのような小さな取り組みをこれから町としてやっていただきたいと思うのですけどいかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今議員がおっしゃるとおり、キーワードで交流というのが1つ大きく挙がるのだと思います。その交流には今挙げた部分で言うとシニア年配の方から子どもがいたり、また新しい方である協力隊があったり、それに協力する地域の方々。この方たちがしっかりつながってその場ができたからそこ賑わいが生まれていたのだなとそんなふうに思いながらご意見を聞いていたところでした。こんな部分で言いますと安平町のま

ちづくり基本条例、またその中で位置付けている町民参画条例というものはあるのですが、町民の参画の部分では町は町民とのコミュニケーションを推進するために町民が行う地域活動やボランティア活動等の積極的支援を努めると定めています。こうした条例に基づきながら今おっしゃった部分、総合的な取り組みを一つ一つ丁寧に積み上げていくことが賑わいにつながっていくのだなと感じました。そうした点で言いますと、先ほど町長からもお話がありました追分の第2、第3自治会でも今合併という動きがあります。そうした中でもその会が8回ほどこの間ずっとやっていたのですが、その会議全て出ていました。そこで今キーワードで挙がっているのがお互いの、隣同士の町民ではあるのですが、組織としては別々だったので取り組みも色々違うと。そこを一緒にして一体感を高めるためには交流の場が必要だよねと。そこで今出ているのは防災活動、防災訓練。これを胆振東部地震を経験した我が町だからこそ、それが1つまた一体感を生む取り組みになりそうだねとそんな計画が進んでいるところです。それで今おっしゃっていたとおりの交流というものを1つキーワードの一つ一つ色んな場を設けながら取り組んでいきたいと改めて感じていたところです。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） はしご酒については、付け加えますと若い子たちがそういう発想をもとにやってもらって本当に良かったと思います。また、若い人たちの得意分野であるSNSを駆使して当日に向けた集客から当日のライブ配信までやっていただいたと。それを今最終的に写真や動画をまとめて保存するところまでやろうとしています。やはりそういう若い人たちから当日参加した方は私より年配の方もいらっしゃいましたし、色んな方がいて町外からも色々来ていただいた。そういうところで安平町を知っていただくことができたと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思いますがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 箱崎議員から今2つ。ワンステップの方で餅つき。それも通常のメンバーだけでなく地域の自治会の方の高齢者の方が来ていただいて餅つきをしていただいた。そういうことがやっぱりポイントになってくるのかなと。そういったところで新たな交流だったりつながりが生まれていく。はしご酒も自分も参加させていただきましたが、当然地域おこし協力隊員だけでなく地域おこしインターンの学生もちょうどいた時期だったのでそ

ういった学生も参加をし地域を盛り上げていただいた。これが1回で終わることなく、そのご縁がつながっていくものだと考えていますので、交流人口だったり関係人口というふうにまちづくりの施策では言っていますが、そういったつながりをこの地域コミュニティ、自治会町内会活動含めて落とし込んでいくことが必要ではないかと思っていますし、その中で社会教育の役割もこれからさらに重要になってくるのではないかなと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） ありがとうございます。以上で箱崎英輔の一般質問を終わります。

- 議長（多田政拓君） 以上で8番箱崎英輔議員の一般質問を終わります。次に10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告No.4 10番 高山 正人】

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 10番高山です。私は2つのことについて質問させていただきます。

まず1番目に台湾交流事業について伺います。（1）交流事業開始に至った経緯についてを伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 台湾の交流事業については、平成30年1月台湾留学生と書初めを通した児童との交流事業をきっかけに、同年5月には町内の小学校と台湾安平区にあります安平國小との手紙交流などが学校間で行われ、その後北海道胆振東部地震や新型コロナウイルスの世界的な広がりなどもありましたが、交流事業が継続されてきました。そうした中、台北駐日経済文化代表處札幌分處長より本町と令和4年12月に親善交流を進めていくこと、令和5年2月に台南市安平区と友好協定の協議を進めることの確認がなされ、令和5年4月27日に安平町と台湾台南市安平区はそれぞれの地域における重要な歴史文化財の保存や地名表記の共通点が多く、こうした双方

の持つ様々な共通点を通じて両地が絆を深め、文化、教育、経済など幅広い分野において相互利益と友好関係を築くことを目的に友好交流協定を締結し今後も交流を深めていくこととなりました。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 経過についてよくわかりました。これ平成30年の1月5日というのがスタートなんだよねというところに戻ってきたのかなと思います。これ書初めといったような留学生の書初めといったことで始まったんだよねと。学校で子どもたちと文通が広がったという、継続していたというお話ですので、どこの学校とどこの学校が結びついていらっしゃるのか教えてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 安平町内の学校としては安平小学校、追分小学校、それから台湾においても名称が同じ安平國小、追分國小と交流が行われています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 色々一生懸命取り組んでおられるのだなという感覚はわかりました。ただ、友好的に文通ができるというのは非常に言語が違うという感覚があるので、これすんなりいけたのかなと、非常に子どもたちがその理解ができたのかなと。この辺ちょっとあまりにもわからない部分なので、子どもたちはそのやりとりをどうやって言語が違うのにやり取りをされていたのかを伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 実際の授業の進め方については、詳細については把握していませんが、現在でありましたらそういう翻訳ツールの活用とか、その時に実際行われたかどうかという確認はしていませんが、町内には台湾語の部分について通訳できる方もいらっしゃいますので、そういったツールですとか人、人材を活用されて交流を進めたものと理解しています。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 今参事の方からツールとのお話がありましたが、元々台湾の言葉や何かもちろん通じている方なのですが、篠原さんというご夫妻がいらっしゃって、その方々が追分小学校の学校現場の方に入っていて、当時例えば胆振東部地震が終わった後お見舞いの手紙を台湾の追分国民小学校の方からいただいたのですが、それに対する例えばお礼の手紙を返信する際に学校の方に入っていて、6年生の子どもたちに個別に寄り添う形で手紙づくりについても支援していただいたという経緯もあります。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） この交流始めるのにそういう方のお力を借りて交流締結をするまでに至った形になろうかと。ただ、交流といってもこの安平地区ってところの地域の方と協定という、要するに安平というところは台南市の中の1つの区であるというふうに僕調べた中ではそう書いてあって、本当に180万都市というような大きな都市の中の一画のどここというか、私たちに言わせると僕らは1つで安平町という中でやっていますけど、彼らはもっと大きな人口でありながら地区の力っていうのがよくわからなくて、この地区のどこのどういう方々と協議の上ここに結ぶということに至ったのか教えていただきたい。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 先ほど申し上げましたとおり、きっかけとていうか安平小学校と安平区の安平國小との交流を通じた中でその学校間の交流は継続されていたところですが、先ほど申し上げたとおりそういうような交流活動を続けている中で台北駐日経済文化代表處の方々などとの協議の中で安平区との協定を締結させていただいたという経緯になります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今回の協定に至った経過は色々ありまして、きっかけはそういった学校間の交流。早来地区の学校と安平小学校、追分はまさし

く同じ字を書く追分小学校同士。そして北海道胆振東部地震を経験したということで、そういった時でまた再度学校間でのやりとりもあったということです。平成31年4月の際に、これも民間の方と一緒にこれは予算が無かったので自費で自分とか教育長とか個人的にという形で台湾の台中の追分駅、そして追分小学校の方にも、それはお招きをいただいて追分国民小学校の開校100周年、この式典にぜひ来てほしいというご案内をいただいたものですから、これは次の年というわけにはいかないの、そういったところで行ってきて交流が生まれました。我々はJR室蘭線の維持存続、鉄道の道の駅がちょうどオープンしたばかりの時期でしたので、鉄道交流も行って見てわかったのですが非常に台湾の方はそういった取り組みが盛んであって、地域のコミュニティもさらにしっかりしている、そういったところがありました。ただ、その後同じ年の7月に追分国民小学校の校長先生がうちのうまかまつりの方に来ていただきました台湾から。そういった民間レベルと言いますか公式ではない交流もあった中、その後コロナ禍があってその交流が途絶えていた。また、若干時期が重なりますが北海道庁の赤レンガ、あそこで鉄道のイベントがあったのですが、その時に台湾の札幌支處の周處長からお声がかかって私も登壇して台湾との交流の方たちと縁があったということです。そして昨年、一昨年ですね。新しい粘處長さんから安平町はこれまで様々な交流が台湾とあるということをお聞きしていただいて、道内にも台湾との協定を結ぶ自治体が増えてきた。この間白老も新聞に出ていましたね。浦河だったり釧路市もそうですけど、そういったところが増えてきている。安平町もぜひというお話をいただいて、私と政策推進課長とで札幌に行ってきました。その中で様々な話をして、それであれば後ほど出てくるかもしれませんが観光だけではない、学校だけではない、様々な経済含めて色んな幅広い交流をやっていこうと。そしてちょうど今年安平区の方の築城400年にあわせた動きがあるということもお話を聞きましたので、まずはこの安平という文字がこれが一緒だというのはまた偶然ですが、これもご縁があるということで話が急速に進んで、そして協定も結びながら予算を付けて昨年台湾の方に行ってきました。その時には後ほど出てきますようにその学校だけではなく台北、台中、台南全てに私は行ってきましたが、そこでまたそれぞれの目的を持ちながら行って、まずは種まきをしてきたということです。まずは行って相手の方と交流をして、そしてこれから安平町にも来ていただけるような、そういった関係性を構築していきたいなという目的で始まった事業です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 色んな経緯を町長からお話を受けました。ちょっと1つだけここで、安平区と交流を結んだと。これは安平という地名と合致すると

いうところで、追分というところは台中というところにありまして、これは地域的にいうと違うところだというふうに私も認識しているのです。ですから交流するのだったら全体的なバランスを考えた時に、両方一度に交流協定を結ぶようなお考えはなかったのか。この地域が離れているけれども1か所だけに交流をすると決めたんだよって今の段階ではですね、将来的なことはここから先お話を聞かないといけない部分ですからあれなのですが。これってこっち側だけやるというのではなくて、全体的に言うとバランス的に台南、台中といったところの結び方というのは平等に行っていけるかどうかはその時にお考えにならなかったのかどうか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問なのですが、最初にお話を協会の方から、粘處長様の方からいただいた時には1回目は両方まずいただいていたと言いましょいか、安平町としては2か所の地域に交流があったものですから、同時並行で進めさせていただきたいということでお話を進めさせていただいていたのですが、先に台南の方が興味を持っていただいたと言いましょいか、締結していただけるような運びになったのですが、台中の方は若干ストップというか緩やかな形の中で今回はまだ時期尚早なのかそこまでというお話をいただいたものですから先行しまして昨年4月にまず台南市安平区から協定を締結させていただきながら、追分駅については議員おっしゃったとおり台中になるものですから、ここはこの後引き続きご協議させていただきながら友好協定まで辿り着ければそういった流れの中で進めていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今答弁したとおりですが、地域の区だったりまた市だったりその行政区の規模感が合う合わないもあって、その色々な先ほど言った台北、台中、台南。縦に長いのですが、全てに協定を結ぶということはしなくても台湾に目的で行きながら、そして地域交流レベル、色んなレベルがありますが、そういった中で活動してもいいのではないかとの話の助言も粘處長からもいただいたので、まずは安平町なものですから安平というところをまずはきちんとそこで協定を結んで、オンラインまずは協定を結ぶのも行くのにも来てもらうにも非常に多額に費用がかかるので、そこは実を取るといことでスピード感を取るといことで安平町の場合はオンラインで協定を結ばせていただき、こちらは約50名、向こうは100名ぐらいの方に集まって

いただいて、オンライン協定という形をとりましたので、そして速やかに予算を補正させていただいて、そして赴いた流れになっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） これはこれから先考えると台中の方も当然協定を結ぶような形に持っていくのかなという想像では今いるのですが、まだこのままの流れで台中の追分地区のことも一緒にやるしって、当然台北に観光協定若しくは流通の流れから言うとそちらの方にも何か新しい仕掛けをもっていかないといけないと。色んなこと、文化、教育、観光、産業ってずっと言われてこういったところの大きな全体的なプログラムが大きいと思っていますので、これはますます台湾というところに全体的に網羅した形で友好的な交流をしていくという感じなのでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まだ交流が始まったばかりですが、追分の駅は駅長さん含めて平成31年に行った時には色々交流させていただき、追分小学校100周年の時にも交流したということで、その当時の駅長さんも居なかったのですがPTAのOBの方含めて去年行った時には非常に多くの方に大歓迎いただいて、そして学校の中で催しもしていただいたり、そういったことをしていただきましたので、安平町にもぜひ一度来ていただくような機会をこれからお願いしていきたいなと思っています。よく自治体の中で協定を結んでそれで終わりというところも結構ありますし、行くこともしない。行くことが台湾の方にとって非常に評価していただける。私は2回行きましたから。何回来たんだと聞かれた時、僕は2回目ですと行った時に非常に、それであればという形で深まりが違うのですね。ですから、まずはそういった中、道の駅であびらD51ステーションで一昨年の10月に室蘭線の開業130周年に合わせて、そして台湾の追分駅が100周年だったのですね。そこでオンラインで道の駅の会場と追分駅とつないでその際にも当時の方たちに、これも50名から100名集まっていたと思います、オンラインで交流もさせていただきました。ですからこれから予算結構旅費がかかるものですから毎年のように行きたいのですが行けませんので。そういった場合にはオンラインといったものを多用していきながら交流というものを継続していくのが大事ではないかなと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） かなり一生懸命頑張って今までの交流をやってきて、益々発展させていこうという流れになっていらっしゃるのだろうと思います。
それでは（2）の派遣事業での実績について伺います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 商工観光課から台湾派遣事業の期間中に町長がトップセールスとして参加した日本の観光物産博についてご説明します。

日本の観光物産博は台北駅の1階コンコースを会場として10月20日金曜日から22日日曜日の3日日程で開催されましたが、道内6団体の一員として北海道ブースを設置し、その一角に安平町PRコーナーを設けて参加しました。会場の広さや来場者数などは新千歳空港ターミナルビル2階出発ロビーのセンタープラザをイメージしていただければと思います。台湾には親日家が多くいることは事前にお聞きしていましたが、主催者の報告書によると開催期間中の来場者数は11万2000名であり、多くの方にご来場いただきました。安平町PRコーナーには台湾の言語で制作したPR用パンフレットの他、公式観光パンフや道の駅とキャンプ場のパンフなどを配置し、自然が豊かで新千歳空港から30分ほどの距離にあり、札幌とも近いことなどをPRしました。

興味を持たれた様子の方には片言の中国語で話しかけ、持参したタブレットで安平町の風景動画をご覧いただいたり、動画のQRコードを来場者ご自身のスマホで読み取ってご覧いただいたりして安平町の自然や綺麗な風景をPRしました。また、期間中には台湾国内の旅行会社を対象とした観光商談会も開催され、当町も町長のトップセールスとして参加しましたが、1時間45分の制限時間内で15分ごとに旅行会社が入れ替わりながら9社と商談することができました。旅行会社との商談会においてはツアーや個人旅行のちょっとした立ち寄り先として適していることをPRするため、台湾の言語で作成した安平町の位置や主要都市との距離感を記載した資料やタブレットで動画をご覧いただきながら説明をしました。当町が商談を行った旅行会社の中には鉄道に興味を持たれている会社やゴルフツアーに特化した会社もあり、道の駅や町内のゴルフ場の説明も行いました。

今回初めて台湾での観光PRを実施した実感としては、台湾には親日家が多く、非常に友好的ではあったものの単語もまともにわからないため、通訳を介さないと会話がなかなか成立しないという難しさはありましたが、台湾の言語で制作したパンフを配置したりタブレットで動画をご覧いただいたりしたことで来場者の印象に残ったのではないかと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足させていただきます。この台北の駅で開催したイベントには確か全国から38ぐらいの自治体だったり観光協会だったり来ていらっしやいました。我々は初めてのブースの出店でしたが、首長として本人が参加したのは3地区だったので私も登壇を開会式にさせていただいて、テープカットだったりPRもさせていただいて、非常に安平町のブースもいい場所に設置していただきました。白老からは人が居なかったのですが、旅行会社の方がそういったブースを設けて、白老のウポポイのPRも含めて胆振5大遺産なんだというPRもさせていただきましたし、商談会の中では今、村上課長が説明したとおり、行ってから色々準備をして動画が有効であるとわかったので、そこで菜の花畑の空撮のドローン映像を見せたり、映像を見せることによって言葉は通じないのですが非常にPRになったのだと思っています。千歳そして札幌からの距離が近いということで、ただ安平町だけでは観光資源は不足していることもありますので、帰ってきてからすぐ白老町長に会議で会ったのでそういった話はしましたけれども、これから新聞で報道されていましたが今年白老にも行かれるということで載っていましたが、できれば台湾の方が来ていただいた時にウポポイに行っていたり、うちが菜の花シーズンなら菜の花を見ていただいたり、隣の夕張市、桜が咲く時期であれば近い距離で桜も見られると。そういった花を見に来たいというニーズもあるということです。これからむかわ町においては恐竜の博物館の計画もありますから、何とか面的なことで観光誘致も含めて図りたいと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 町長がトップセールスということで昨年10月19日から23日までの日程で行って、3課合同でここへ行って来たということはわかったのですが、これパンフレットとか動画というお話を伺いましたが、この時に物産というもの自体は展示をしなかったのか。何かの製品等も一緒に持って行って販売等を行われなかったのかなというところをお聞きしたいのと、この間に台北でそのイベントをやって台南に行って重要な町の安平区の方々と交流をしないとならない。もしくは台中の追分というところにも行かないとならない。スケジュール的にどのような動きをしたのかについて各担当課の動きがあるからそれぞれ違うかと思うのですがお知らせ願います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 私の方から物産の関係をご説明したいと思うのですが。今回の観光物産博の中に商談会としては観光商談会と物産の商談会というのも用意はされていたのですが、ただ物産の商談会のタイミングが9月に行われていまして、食品を輸出する際には色々な手続きがあつて、かなり早くから準備を進めなければいけないこともあつて、今回はそのタイミングが合わずに物産商談会の方には出ていませんし、その観光の物産博、駅でやったPRのところでは食品を提供するというのが非常にハードルが高いということで、そこで物産関係はPRしておりませんが、動画とかパンフレットで安平町の特産品もPRはしてきています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 実質3泊4日、あ、4泊5日か。時差は1時間、2時間しかないのですが、台北にまず行ってその3つの地区をその期間で今みたいなことをこなすのは至難の業なのです。でもその機会しかないということで台北に行ってPRをし、今村上課長が答弁したとおり物産、品物を持って行ってやるというのは相当ハードルが高いのですが、たまたま台北の近くの三越さんで地元の夢民舎の吉川副代表がチーズといったものをそちらの方に送っていただいていた、安平町のチーズの物産展は台湾で別会場でありましたが行って、自分は行けなかったですが担当の方も顔を出してきているところなんです。そしてその物産博と交渉ですね。そこは僕が出てそこは3日間続くのですね。そこは佐々木参事と村上課長に任せて、他の職員と台中の交流と台南そして国際交流協会ですね、箱崎さんの会。国際交流協会の方とも途中で合流をし台中と台南の追分小学校だったり追分駅、また安平小学校も行った。安平小学校は外見、来年度予算で出していますが、そこに行くので下見を兼ねて我々行ったのですが、ちょうど休みの日だったので、門は閉まっていたのですが中の方に話しかけてわざわざ来たのであればということで、そして次の日にアポを取っていた安平国際交流協会の、箱崎さんが会長なのですが、一緒にいたものですから中に入れていただいて、我々もご案内を校庭だったり、そういったところを中心に職員の方からレクチャーを受け、翌日には我々はその中にはいませんでしたが、国際交流協会が正式に大歓迎を受けたと。学校の演奏会だったりといった歓迎を受けながら学校との交流も果たしていただいたということで。ですから台中だけの行事でも結構駅での取り組みだったり学校での取り組みがあったのですが、また、夜は夜で交流も行った、5年前に行った方たちとの昼食懇談会みたいなこともセッティングをしていただいたこともありますので、相当ボリュームがある

今回は視察だったのではないかなと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） それでは3番目の令和6年予算で402万4000円の歳出の根拠について伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 令和6年度予算においては台湾台南市が今年築城400年という節目の年を迎えられました。この記念すべき年に訪問させていただき、安平区長をはじめとした安平区の方々と今後の交流に向けた協議並びに現地視察にかかる経費を計上させていただくものです。特別旅費として288万2000円、台湾交流派遣事業負担金として104万2000円、合計402万4000円を計上させていただいています。特別旅費については安平町議会日台友好議員連盟、町長を含めた職員計10名、3泊4日分の旅費の計上で、負担金については同行ガイド費用、添乗員経費、パスポート代行申請などにかかる負担金の計上となっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 来年度予算の中での400万というのは10名、議連の方がいらっしゃるという部分の旅費等含めてこのような金額ですよというお話をいただきました。当然この後、次の予算の時に色んなことを聞かれる方もいらっしゃるかと思いますが、私はこの件については予算の中でできる範囲でないということで今回はこの一般質問させていただいているのですが、結果的にこの議連の方をご一緒に行ってそちらと交流を深めるという、これ金額も大きいですから町民の皆さんの中身について皆が皆理解されているわけでは当然ないし、どうぞ行ってらっしゃいという方もいれば、何を言っているんだというようにお金の使い方それでいいのかというような方も当然いらっしゃると思います。ですからこの辺について本来、行きたい方が行く、もしくはもう少し自分の身の分は自分でというような感覚がちょっと考えられなかったかなという。何か丸抱えでないといけないという何か根拠的なものがあるのかを伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 職員を含めて議員連盟の方もそうですが、こちらから安平町として出席要請をさせていただいて参加いただくという形になりますので、町の旅費規定に基づいた算出をさせていただいています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） その辺はそちら、行政側がお考えになった議案提出でありますから根拠はそのようなものだなというふうにわかりました。いかんせん、この後を考えるとこれ行ってきてどのような評価を得られるのか、今現在の評価を町民の方はどう得られるのかちょっとわかりませんが、これは非常に国会の議員さんまた道会議員さんといったところの色んなところで海外に行かれた時の色んなところで、新聞報道で言われるようなことが多々あります。当然うちもこの旅費含めて皆さんで多数で行かれますということになれば当然その使った報告、また、皆さんに納得していただけるような報告といったような感じのものはしっかり計画されているのか、やるという意識があるのか。今年行ってきた部分の説明についても町民に対しての報告は非常に薄く、なかなか伝わっていないのではないかなど。伝わっていない時にまたこの行事を行って2年連続で出費をこの程度されていくことに対して町民に理解してもらえるのか。この辺についてもう少し考える必要性はなかったのかということをごここから先審議の中で答えていただけるのかなとは思いますが。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど答弁しましたとおり安平区との協定はスピード感を持って時期的なものもあって早めて実施するという理由もあってオンラインで協定を結ばせていただいたということもあって、その後協定を結んでから議員連盟の設立だったりスピード感を持ってやっていったということがありますので。ですから順番的にはそういったことで、その際には相手が来ていただく、また我々が行くということをしなくてやらせていただいたことがあります。ですから来年度その人員の10名分の経費というのは多額にかかるというのは承知していますが、この400年に1回のこういったタイミングで議員さん、粘处长曰く議員の皆様、町民の代表の方が来ていただくということに大きな意義があるということ、我々もそう思っていますし。そこでつなぐことによってその後継続した交流が進んでいくのではないかなと認識して

いるところですか。また、先週ですか。ちょうどこの台北でやった物産博の報告集がまとまってきましたので、相当ボリュームがあるものでしたが、SNSではなく失礼、町のホームページ等で、もし紹介一部抜粋して町民の方にもそういったことが写真等を含めてご紹介できればいいかなとは思っています。来年度については当然公式訪問という形になりますので、さらにそういったところは町民の方にもご理解いただけるような方法は検討しなければ、工夫しなければならないかなとは思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ぜひ工夫をしていただきたいと思います。先日、北海道新聞の記事の中に台南市長がお見えになって自治体とか関係者約80名参加しておられたという記事が載っていました。これには町長は行かれたのでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） それは安平町が関係する催しものではないので、ご案内もいたっていません。他の協定を結んだ自治体もそうだと思いますけど。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございます。それでは私の台湾交流事業についての質問は終わりました、2番目の職員の倫理規程について伺います。

（1）の倫理規程の教育について伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 倫理規程の教育については、毎年全職員に対して綱紀保持及び服務規律等の徹底に関する注意喚起を行っています。また、併せて安平町職員法令順守マニュアル、その他契約にかかる発注者綱紀保持マニュアル、経理事務の手引き、また情報セキュリティ対策にかかる規則要綱などの周知徹底、その他にもコンプライアンスに関する職員研修の実施や新規採用職員に対する職員の服務規律等に関する研修の実施などに取り組んでいるところです。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 教育をされているということで、これは毎年定期的に行っている理解でよろしいですか。

〔木林総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） 特に法令遵守に関する周知徹底については、ここは毎年庁内会議で周知をして全職員に必ず周知していると。併せましてその後、人事管理委員会からの綱紀保持また服務規律等の徹底、ここは毎年実施しています。それとコンプライアンスに関する職員研修の関係ですが、ここは外部研修また職場内研修というものを適宜実施していきまして、研修については必要に応じて、ここは毎年ということではなく適宜実施してきている状況です。新規採用職員については当然その都度新規採用職員に対して研修を実施している状況です。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） それでは2つ目の方の疑念を持たれた時の対応についてを伺います。

〔木林総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） 2点目の通告にございますが疑惑を持たれた時の対応についてです。こちらについてはそもそも倫理規程の目的については職務の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する町民の信頼の確保を図ることとしています。職員の行動は絶えず町民から関心を持たれていることを意識し、私的な場面においても町民の疑惑や不信を招くような行為や行動は現に慎むことを周知徹底している状況です。なお、疑惑を持たれた時の対応ということですが、まずは疑惑を解明するために正確な情報を把握するとともに、当該職員はもとより担当課長や関係職員からの聞き取りによる事実確認を行い、当該行為が法令違反行為等に該当するか否かについて判断をしまして、法令違反行為等が判明した場合については安平町職員の懲戒処分等に関する規則に基づく手続きを経て当該職員等に対し

て懲戒処分等を行うこととなります。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そのとおりです、ちゃんと皆さんやっていたら町民の皆さんから変じゃない、おかしくないと言われることが無いと思っていたのですが、いかんせん2015年に贈収賄事件で町職員が捕まった件もありまして、そこから先はしっかり皆さんやられていると思っています。団体と職員とで旅行に行ったような疑念も持たれたこともありまして、こういう過去にはいやらしいような皆さんに信頼を損ねるようなことは何度かあったのですが、ここ最近はないと思っていました。しかし、誰がということはいわゆるにはいかなないので何とも言えません。町民からクレームが来たという段階で、公私混同していないかということ、町民は私たちの知らない人がまだ町の中にはいっぱいいらっしゃるって私を知る、皆さんを知るという機会は当然ありますから、常に見られているというのはいつものとおりなのですが、これ1つ誤ると最後まで検証されてしまう、見られてしまう。ですから、会合が終わった後に何か一緒にわたって、当然時間的な制限があって次にじゃあどこまでっていうことも当然ありますし、勤務中であればこの職場の中でまたどこかで集まる会合の席の場でって色々なことを町民の皆さんと接することがあるかもしれませんが、また、それを抜かした以外であれば自由な時間、自分の時間であれば自分で勝手にどこで自由に何をしても構わない、これは当然人間の権利ですからいいのですが、そこで何か自分たちの仕事に関わる、もしくは顔見知りの人と飲むことがあってもそうではない状態で普通に飲んでいて、また普通に遊んでいて、普通にお話をしていても間違いは誤解を招くというふうにつくづく思うことがたくさんあります。私のところにも1件、2件ということではなく数件ちょっとおかしいんじゃないっていうのはあります。ですから私が言いたいのは、皆さんしっかり守っていらっしゃるのですねと。公私混同は絶対にしてはなりませんよというような徹底ぶりを図っていただかなければ、信頼はされていかなくなるのではないかなと思いました。どうしても皆さんは発注者側に立つ部分が多く、色々なことをお願いしないと町は運営していけませんから。こういったところでは非常にシビアなことをやっていかないといけないというところはあるかもしれませんが、本当にこれは小さなことですから、小さなところから止めていかないと後から大変になりますので、その辺についてどうお考えなのか伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 只今質問をいただきまして、先ほどの倫理規程の中にも含まれていますが、基本として町職員である以上はよく言う利害関係事業者と我々呼ばせていただいているのですが、例えば町と契約関係にあるまた協定を結んでいる、また契約をしているといった関係者とのお付き合いについては十分注意をするようにというところで、ここは禁止行為ということで当然ですけれども会食、遊戯、旅行、中元等々様々な役務の提供を受けることは禁止をするということにしまして、先ほども自分の方からお答えさせていただいた中に、こういう決まりを守っていても町民に疑惑を持たれるような行為は慎まなければならないというところは、これまでも職員に対して周知徹底をしているので、そこは先ほど言った定期的な毎年こちらの方からも指導していますし、職員についてはその点は十分理解、認識して業務にあたっていると我々は認識しています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 十分に認識しているということは理解できます。しっかりとそこを守っていただければ町民から信頼される町職員でいられると思って私もいます。私らも同じことで何かあってはいけないというところではしっかりとメリハリ、ここの区切りが一番大事ですから気を付けなれないといけないと思います。ただ、見られているところ、見る方はどう見ているかわからなくて、今SNSを使えば何とでも今こうなっているああなっているって色んなことを弁解の余地無しで伝わってしまうので、とういうことは決まりはハードルを上げて厳しくしていかないと本当に要らないところで要らない噂、現実でなくても飛んでいる時代ですので十分な注意を図っていただければと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 町民からのお話だということですから、色んな場面で職員も、コロナ禍は逆に言えば誰も出歩かないというのが大きな課題であって、例えば飲食だったり、アルコールを飲みに行くといったことが逆に停滞していたという、震災直後もそうですね。そこではしご酒というものが追分早来で6回やられてきた。今回そういった趣旨では追分地区でも久しぶりに4年ぶりに行われたということで、そこは非常に良いことだと思っていますし歓迎しているところです。ですからその倫理規程に抵触するような、疑惑を持たれないようなことを意識しながら歩くことは当然逆に必要なわけです。

全てハードルを上げて厳しくするというのは重要ですが、そのことによって職員が誰も町内に歩かなくなるというのはさらに違う問題だというふうに私は思っていますので、そういった考え方、そういう見られているということも職員の方にも十分理解されるような、そういった研修だったり、その都度のやりとりの中で意識してもらえようようにして参りたいと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） これはお互いにできる限りそういうような形に、一生懸命町民に信頼されるような形でやっていかなくてはいけない。町長がおっしゃるとおり経済を動かすには当然出向いて色んなお金を使っていたかかないといけないと。これは当然、当たり前の話ですので、その辺についてセーブする必要性は当然無いと。ただ規律だけはしっかり守っていただく。私たちもそこは守っていかねばならない部分だと思いますので、しっかりやっていただければと思いますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。以上で10番高山正人議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。午前中に続いて一般質問を続けます。工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.5 1番 工藤 秀一】

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 1番工藤秀一です。まず1つ目、冬の防災減災避難所体制について質問させていただきます。能登半島地震から2か月少し経ちましたが津波や火災、道路の寸断そして厳冬期ということで想像を絶する状況下に、胆振東部地震を経験した私たちですが被災状況の大きさに胸が痛い思いです。安平町は津波は無いと思いますが、今後大雨による水害は今後も注意が必要と思っています。地震は断層による直下型のものや太平洋プレートによる大地震など、昔災害は忘れたころにやってくると言っていた時がありましたが、今は滅多に起きない天災ではなく日常的なリスクと捉え、災害に対する警戒心が求められるのが現実のようです。そういう意味で最悪な状況を想定した質問をしますが、2020年5月に感染症対策を加え改正された北海道版避難所マニュアルができ、安平町でも実情にあった避難所運営マニュアルが改正されましたが、能登地震から厳寒期に特化して不安を感じていることを中心に地域防災力の向上に向けた取り組みについて質問させていただきます。

はじめに町内避難想定人数と指定避難所は昨日、他の議員と同様だと思いますので少し変更させていただいて、その時の質問答弁から確認させていただきますが、2020年の6月に私一般質問した時に、この同じような質問をさせていただいています。その時の答弁で石狩低地東縁断層帯で起こる地震から避難想定人数が1640人を基準とした安平町備蓄計画により対応しているとのことでしたが、この備蓄では足りないというのが胆振東部地震の経験ということでした。それで胆振東部地震の時よりも避難所の開設を多くすることで収容人数的に合わせていけるといふ答弁だったと思いますが、こういった内容でよろしかったでしょうか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 議員只今おっしゃられたとおり、安平町の備蓄計画における町内の避難想定人数というのは北海道が公表しています地震被害想定調査結果の最も避難者の多い被害想定を基準としていまして、石狩低地東縁断層帯南部、断層上段深さ3kmが冬の夕方に起こった場合ということで1640人を基準にしています。避難所に避難する人数ですが、それは昨日お答えしたとおり全て避難所を開けた場合には全部で26か所、人数にして昨日答弁したとおり1640人というのが収容できる想定です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） それらの避難所について、胆振東部地震同様に停電し断

水している場合、またさらにそれが冬であった場合、また道路が寸断され交通網が断たれた場合を想定した時に、現在の備蓄状況を図る必要があるのかなと思います。そういう意味で2番目の質問ですが、これも他の議員から答弁がありましたので申しますけど、避難所用の非常用発電機は10台あるけど各庁舎等の倉庫に保管しているという内容だったと思います。また、暖房のポータブルストーブの四十数台というのも同じようにどこか別なところに保管しているのかなと思いました。ダンボールベッドとか電気毛布、冬用寝袋も備蓄されているが、指定避難所には無くて各庁舎等に保管しているということでしょうか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 主な備蓄品というところで、まず発電機に関しては只今おっしゃられたとおり10台保有していますが、基本的には両庁舎または防災倉庫に保管しています。ただ、両庁舎ですので早来地区1、追分地区1の庁舎に発電機は備蓄をしています。ストーブについては基本的には主要な避難所には数台ずつ配備していますので、ストーブに関してはそのまますぐ使えるものと思っています。また、ダンボールベッドや毛布も収納するスペースの都合がありますが、主要な避難所には全てではないですが若干数は備蓄している状況です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 2022年に安平町の防災ハザードマップが発行されて、1ページ目に避難所の一覧がありまして、そこに指定避難所、丸付しているところが書かれています。その前に発行された、これは安平町のホームページに入っていますが、避難所運営マニュアルというのが令和2年、2020年10月に発行されています。この避難所の運営マニュアルを見ると各避難所運営に必要な設備及び物資を確認できるように例として5項目避難所の設備物資と書かれていて、そこには非常用発電機や投光器、また先ほど言っていたダンボールベッドとかポータブルストーブ、電気ポット等々色々なものが書かれています。これらというのは列記されている備蓄品とか配備すべきものだと思いますので、これらは全てここに書かれているものは避難所の中になければならないものだと思いますけど、その辺いかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 原則、基本的にはそのとおり避難所運営マニュアルに沿って配備をすべきものと思っておりますが、例えば自主防災組織、町内に22団体ありまして、その中でそれぞれの防災組織で備蓄品という補助金、宝くじの補助金を使いながら整備している組織もあります。そこで発電機等用意していただいている避難所もありますので、そちらも活用して足りない分は町の方で配備をしていく考え方に基づいていますので、現在はこのような状況で、災害の状況によって道路とか橋というところの関係はありますが、基本的には一括で発電機に関しては現在一括で管理して都度輸送する体制を取っているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 北海道は能登半島と比較にならないほど低温になると思うのでね。私冬に北陸行ったことがありますけど、福井県は雪が降って道路に溜まった雪は道路の中央線から水が湧いていて、それで融雪して排水溝に流して除雪するという仕組みができていて、北海道では考えられないようなことかなと思います。北海道で水撒いたら凍ってしまってアイスバーンになってしまうという状況になるので、北海道とは比較にならないかなと思います。そういう中で能登半島地震、今回起きた時に2、3日後に知人から珠洲市の小学校に避難している1つの教室の写真を貰ったのですが、その小学生の教室に大人や子どもが防寒服を着て小さな椅子に寒そうに座っていて、ダンボールベッドも毛布も無くて、トイレも清潔が保てない状況になってきているという連絡があって、周辺の被害状況は災害は同じ条件ではないので、災害救助が来るまでどれだけ自力で避難していただけるかなということなのかなと思いましたが。安平町は地震後に庁舎から発電機とか備蓄品を各避難所に運ぶとしたら地震後に雪が降っていたり道路の破損も見えないような危険な状態で役場職員だって自宅から役場まで行くことも大変なことなのかもしれない。冬に地震があるとそういう状況なのかなと思うのですよ。なので胆振東部地震の時に皆さん本当に忙しい思いをされたと思いますが、そんな状況の中で誰がその備蓄品を各避難所に回すのかなと考えたら、そんな余裕ないのではないかなと思いますし、まず停電になったらストーブが使えなくて、電気毛布も使えなくて、ポットでお湯を沸かすこともできなくなったとしたら、火の気のないマイナス20度以下になるような朝を想定した時には、人が避難所で健康でいられるのかなと。赤ちゃんとか高齢者とかどうしたらいいのかなということになるのではないかなと思います。そういう意味で避難所運営マニュアルに書かれている備蓄品、特に停電した時に電気を起こす発電機などは必ずそこになければならないのではないかなと思うのですね。それぞ

れの避難所で持つ必要があると思います。必要な時に必要なものが必要な場所がないということは非常に困ると思うのですよね。なければならないと思うので、その辺の考えを伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 発電機に関しては先ほども答弁したとおりですが、地震の際の避難所、先ほど26か所とご答弁差し上げましたが、どちらにしても町が持っている発電機は26台はないというところで。ただ主要な大きな避難所等には先ほど申した自主防災組織で持っている発電機とか、施設で保有している発電機等もありますので、そちらを活用しながら足りないところには運ぶ考え方です。この配備状況については現状各避難所の状況を把握しながら、必要なところに配備すべきものは配備していくということで今後また状況を整理していければと思います。以上です。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。胆振東部地震の時の避難所の状況ですが、1640の人員の避難というような形の想定をしていましたが、当時まず最大で718人が避難所に来ています。その後、最大で避難所は遠浅公民館、早来小学校、町民センター、安平公民館、追分公民館、追分小学校の体育館、自主避難所で花若会館、青葉会館という形で最大が翌日の9月7日の10時で718人でした。これらわかるとおり災害最大想定で1640と試算していても実際のところこのような形の人数です。ましてや1640となっても当時は完全に避難所に来なくても食べ物の部分として各避難所に応じて入ってきた部分もあります。これらを勘案しながらこの経験をもとに今後このような自主防災組織の部分、計画の中での最大人員数、北海道と合わせながらこれを考えていきたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） ともあれ地震になって冬に厳寒期に電気が無くなるとストーブも使えない状況になるとマイナス20度には耐えられないなと思いますので。どうか避難所をできるだけ発電機等準備されていかないと寒さに耐えられない方が多く出るのではないかと思いますので、その辺の備えの準備をいただければなと思いますのでどうかよろしくお願いします。

次に車中泊の避難について伺います。避難所運営マニュアルには車中泊の避難所に対する対応として個々の事情によって避難所に入所できなくて車中泊で避難を希望する場合の方がいらっしゃると思います。そういった中でエコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性などの心配もあります。そういった中で避難所の駐車場はどのような管理になるのか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 安平町地域防災計画の第5章第5節で避難所の運営管理について定めていますが、その中で車中泊の方に対する対応として、医療保健関係者等と連絡してエコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等の予防対処法の周知ですとか、冬期間の寒さ対策と健康への配慮を行うとこの中で規定しています。避難所の方に車で避難をされてきた方、それは全て駐車場の方で受け入れはすることになると思いますが、実際の災害時においてはまずは事情を聞きまして可能な限り避難所に入ってもらおうよう促すことをしまして、それでもなおやむを得ず車中泊をする方に対しては先ほど申しましたとおり避難所に配置された医療保健関係者等により定期的に体調のチェック等を行って健康面の管理等をしていくことになると思っています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。胆振東部地震の時はやはりエコノミークラス症候群の部分もありまして、車中泊はなるべくしないでくれという形で行っていましたが、やはり個々の事情によりペットを持っている大型犬を持っている等で車中泊と、これらの解消として先ほど池田参事が言ったわけですが、当時はあくまでもこの給食の時間については必ず車から降りて足で運んでくれと。それとライオンズクラブ等NPO団体これらの炊き出しの支援に応じて必ず足で取りに来てくれとエコノミークラス症候群なる血栓症、心疾患、脳血管疾患を防ぐ努力をして参りました。池田参事が言うようにこれらの経験をもとにまた進んでいきたい、考えていきたいと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 避難所に入れない人の中には精神的な持病を持っていたり、ストレスの大きくかかることによって精神的にダメージを受ける方もいらっしゃるようで。どうしても避難所に入れない人、なかには多くいらっし

やるようです。今回の能登地震でも何例かそういった話を聞いています。そういった中でどうしても避難所に入れないで駐車場、避難所の駐車場とかに停める場合もあるのかなと思います。そういった時に大雪でトレーラーの運転手が一酸化炭素中毒でなくなるとかそんな話も良くありますので、冬の時期に大雪が降ったりするとそういう状況も考えられるので、外の避難所駐車場の管理とか非常に難しい対応になるのかなと思っての質問でした。駐車場に大雪が降って当然避難者同士も気を配りながらの避難であると思いますし、管理している避難所運営者側もそういったところは注意すると思いますが、除雪車も入れないようないっぱいになると非常に大変な状況になるとは思いますけど、車中泊する場合の台数とか夏場に比べて冬は特に台数などを決める必要があるのかなと思いますが、そういった考えがあれば伺いたいと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 只今のご質問の、例えば冬期間雪が積もっていた時に除雪が追い付かない。除雪されたところに何台止められるかというようなご質問だと思いますが、現状その台数というの把握していない部分がありますので、ここら辺も今後想定しながら、ただ車中泊、そして避難されてくる方、車で来る方もいらっしゃると思いますし、その中で車中泊をする方もありますので。ただ、そこが台数がこちらが想定した台数より多かったからと言って受け入れないわけにはいきませんので、ある程度その車を停める場所の想定はしておかなければならないのかなと思います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。まず避難所を開設すると避難所に誰が入ってくるのかという個人カードを作ります。その個人カードの中に車中泊だとかそういう希望の中であれば台数の把握はできるのですが、当時については大体町民センターでいうと5台から6台、車となかなか馴染めないという形の中での車中泊をすると。ただ、この部分についてはごはんを食べる時は必ず来てくださいと。色んな部分、例えば松山千春さん、EXILEだとかのイベントをやった時には必ず自分の足で来てくださいというような形をやっていました。ですから今後大規模災害が起きた時避難所で個人カードを作る際に車中泊をする人の人数が把握できると考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 車中泊の関係については災害によって場所だとか冬期が今想定されていますが、色んな場所で車を停めるスペースはそれぞれの避難所ごとにあると思いますが、基本的には車中泊の方が発生しないように、できる限り避難所の中が基本になってくると思っています。そういった中で今町民センターの大規模改修の中で3階については50人それぞれ20室でしたかそういった整備もしていく。さらには胆振東部地震後、民間ですが特養の追分陽光苑だったり富門華会の施設も新しくなって福祉避難所的な活用もできるということですから、当然発災時の1日間また3日間は様々な動きはその災害に応じて対応しなければなりません、今能登半島で起きている2か月も経ってもということは安平町では絶対に起きないようにしていかなければならないと思っていますから、今申し上げたようなところの施設等々も活用しながら胆振東部地震以上の災害があったとしても整備環境については整ってきている。病院についてもそうですが渡邊医院についても新しく建て直して病院機能が維持できるようなこと。さらには午前中の箱崎さんの質問の中でもお答えしましたが、地域マイクログリッドという方式の中で電力がそもそも喪失しないような、そういった試みにもチャレンジしていきたいということです、短期的、中期的、またこれまでに経験したもの、既存の施設をフル活用すれば冬期間の災害にも耐えうるのではないかと。また、昨日の中でも答弁していましたが、様々な防災協定を結んでいますから、能登半島と違うのはそういった多くの支援を、例えば道路が一部寸断されたとしても何とか安平町内に持ってくるのが可能な地域であるということもありますので、協定を結んだ民間の力も借りながら対応していきたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 私のこの今質問した内容というのは、どちらかということ地震後初期のことで、寸断された道路が開通したり除雪もきちんとできるようになって避難所の物資も外から入るようになってからはいいのですが、初期の避難所だけでやっていかなければならない時に、そこが初期の一番大事なところなのかなと思いますので今回の質問に至っています。それでもう1つ質問があって、避難所内にペットを持ち込んで来た時に滞在スペースというのは十分に確保できているのかどうか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） こちらに関しても安平町地域防災計画の第5章第5節において、冬期に災害が起こった場合を想定してペット用のスペースを屋内に確保するよう努めるとされています。ただし、このペットに関しては災害の規模とか避難者数、人数による避難所ごとのスペースとの関係というのがありますので、なかなか事前にここがペット用ということで確保しておくことはなかなか難しいのかなと思っていますので、先ほど申した地域防災計画にはこの理念はありますので、そこに沿った形でそれぞれの避難所、現場の状況に応じた臨機応変な対応をしていかなければならないのかなと思っています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。このような形のペットの部分となれば、それぞれのNPO団体がこのペットについて胆振東部地震の時も協力してくれたという形があります。長期間になるかならないかの部分ですが、胆振東部地震の時は大型犬については犬猫のネットワークがありますので、ペットの十分に入りきれない部分については相談をしていたと。犬猫が地震でいなくなっても捜索も実際に胆振東部地震では行っていたという実績もありますので、これらの経験をもとに色々考えていきたいと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） やっぱり災害があつて時間の経過とともに胆振東部地震の時もそうでしたが問題点は刻々と変わっていきますので、初期の段階でペットを持ってきた時に冬はどこに保管するか色々検討されると思うので、そういった時に混乱しないようなことを事前に決めておく必要があるのかなと思います。今年1月2日に飛行機事故がありましたが、あの時は乗員乗客は皆さん助かったのですが、積んでいた荷物、その中にあったペットも全部亡くなったということで、これも大きく取り上げられていたところだったのです。今やペットも家族なので、思いの強い方にとってみたらペットをなんで助けられなかったかということを追求しているという時代ですので、そういった意味でもペットの取り扱いについても十分検討していかなければならないかなと思います。冬なので外で扱えないような状況になった場合に室内で入るスペースがあるのかなというところは大事なところだと思いますので質問させていただきました。以上で1つ目の冬の防災減災避難所体制についての質問を終わらせていただきます。

次の2つ目の質問ですが、2つ目は町で管理している住宅のエアコン設置

推進についてです。特に昨年安平町もお盆が過ぎ、9月過ぎても30度を超える日が続くなど温度も湿度も高く蒸し暑い日が続きました。寝苦しい夜を過ごされた方も多かったことと思います。東京などから夏に里帰りした家族もエアコンのある東京より暑くて過ごしづらいという声も伺いました。また、温暖化により北海道もエアコンを設置する家庭が増えていると感じますし、何より健康でいるためにも必要不可欠であるとも思いました。一昔前ぐらいは贅沢品のように思う方もおられましたが、この温暖化によってそういう概念は無くなっているのではないかと思います。その中で、町で管理している住宅の町営住宅や公営住宅等の居住者はエアコンを設置したくても室外機設置の際に壁に穴を空けなくてはいけないので断念している方の声を聞くようになりました。要は借りている住宅の壁に穴を空けて室外機をベランダに設置することに抵抗があるためですが、エアコンを設置してはいけないのでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 公営住宅、特公賃住宅、地優賃住宅、町営住宅及びペット飼育用住宅にエアコンを個人で設置することは可能です。現在エアコンを設置している入居者は壁に穴を空ける場合もありますが、換気口を利用して室外機との接続をしている住宅もあるようです。購入する電気店に現場を見ていただいて検討していただければと思います。なお、設置する際には事前に建設課施設グループに様式がありますので、申請様式に記載のうえ設置及び退去時の撤去費用の見積書を添付し提出していただければよろしいです。参考までですが今まで公営住宅などへの設置届件数についてお話をさせていただきます。平成20年1件、平成29年1件、令和元年4件、令和2年2件、令和3年1件、令和4年4件、令和5年3件、計16件の届け出があります。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 今の件数をお伺いすると令和になって増えてきているように思いました。温暖化なのでここ近年暑くて導入しているものと思います。それで今住宅にエアコン設置してもいいということをお伺いましたが、その住宅を退室する時にエアコンを取り外して空けた穴を現状復帰すればいいとしても、そのコンクリート等に空けた穴の修復は大掛かりな工事なイメージがあって費用的にも不安です。引っ越しで住宅を退室する時はストーブの煙突の穴を塞ぐような蓋とかありますけど、エアコンの室外機用配管もそういっ

たような蓋で塞ぐことで現状復帰と見なすようなことでよろしいのでしょうか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 先ほどの答弁でもお話させていただきましたが、居住スペースの壁には換気口があります。結構その換気口を細工して室外機との接続をしている公営住宅が多いように伺っています。なのでわざわざコンクリートの壁を穴を空けるケースはあまりないのかなと聞いています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） わかりました。ありがとうございます。設置の際は建設課に相談に行って書類を書いてもらうということで理解させていただきました。

次の質問ですが、その温暖化によって学校や公共施設の今後エアコン設置は必須と思います。今後未設置のところも順次設置していくことと思いますし、町民センター改修についても空調設置で計画していると思います。これからの新規施設や住宅にはエアコン設置は必須の状況と思いますが、現状の町で管理している町営住宅とか公営住宅というのは未設置になっていますので、希望する方については自費設置ではありますが、経済的なことから設置しない方もいると思います。町で管理する住宅の居住者が希望する場合は設置検討してはどうかと。例えば助成制度にするとか、または家賃に反映するなど居住者が設置しやすい対応をしてはどうかと思いますがいかがですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今後建設する公共施設については設置の方向で検討していくこととなると思いますが、公営住宅などに設置することは考えていません。なぜなら公営住宅などには室内照明等や暖房用ストーブなどというものは入居者の負担により設置していただいています。なかにはバスタブや給湯器なども入居者の負担で設置していただいている公営住宅もあります。また、建設時の交付金の対象外ともなっています。電化製品を設置することに対し、その設置したものは町の財産となりますので補償などの対応は町が行わなければなりません。いくら家賃に反映させたとしても電化製品の故障や更新は早いものが多いので様々な面において対応できないものと考え

ています。また、助成制度についても現時点では考えていません。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） おっしゃるように暖房も自分持ちなのでエアコンも同様であることは理解しますが、昨年のような高温多湿では非常に体力を消耗し、熱中症など健康的に不安です。居住されている方の中には非課税世帯と自費設置は厳しいと思われる世帯にはどうか費用の助成などを検討されてはどうかと思いますがいかがですか。安平町はゼロカーボンシティ宣言をしまして、2050年までにエネルギーの完全電化を目指すという報道もされています。そういった意味でこのエアコン設置がすぐに化石燃料を使わないような状況になるわけではないですが、暖房を電化する一歩とも思います。町で管理している住宅はほとんどが石油ストーブ設置だと思いますし、エアコン設置することでそういったストーブの使用も縮小できるのではないかと思います。完全電化にも期待が大きいと思いますし、温暖化により北国の生活様式も変化の時だと思います。住民の誰もが健康的な生活ができるよう、エアコン設置推進について考えを伺いたいと思います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） まず公営住宅担当としては先ほども答弁させていただいたようにエアコンの設置は考えていませんが、議員が申されますように今後ゼロカーボン等々の関係で公営住宅の方も今後オール電化住宅になっていくことが考えられます。その時には冷房ということではなく冷暖房ということでエアコンに切り替えていくことになるのかなと考えています。その時には今答弁した形で冷暖房としてエアコンの設置は考えていくようになるかと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） エアコンについては町営住宅、公営住宅についてはそういった答弁をさせていただきました。昨年夏の猛暑を受けて、これは全道の自治体でまず学校の方の設置というところがそういった議論が進んできました。新聞報道等でいくとスポットクーラーという安平町でも仮設校舎の時だったり、早来学園の各教室、特別教室はエアコン設置されていますのでね。そういったところの取り組みが進んでいる。ただ、国も一部交付金だったり

補助金のメニューは用意していますが、まだまだ補助率が少なかったり、いっぺんにそういった動きが出てきましたので総枠についても不十分だということですし、また、これから様々な公共施設がほぼクーラーのエアコンは付いていませんので、町としてはまず優先度を、順番を決めながら小中学校、追中はすでに導入されていますが、追分小学校さらには早来学園の方もまだ未設置のところは速やかにやっていきたい。また、公民館についても追分公民館も着手していますし、安平の公民館も1か所設置が終わった。これからそういった各地区公民館も整備をしていく。3段階目としては地域にある自治会町内会で利用しているような地区会館といったところでもできれば、ただ財源的な調整が最後ネックになってきますのでそういったところ、ゼロカーボンの動きとも擦り合わせしていきながら、最低限1か所クーリングシェルターの、自宅にはなかなか設置できなくても夏の暑さのピークといった日中の時間帯をエアコンのあるそういった公共施設で過ごしていただけるような対応は進めていきたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 今エアコン設置というのは急に去年の猛暑から至る所で声を聞くところでもあって、いっぺんにできることでもないと思います。ただ、今公営住宅等に住んでおられる高齢者とか非課税世帯のところなど取り残されないように何とか今後、様々設置の順番等あるとは思いますが、今町長がおっしゃったように誰もが昼間涼しくしていける場所が提供できていけばなおいいなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。以上で質問終わらせていただきます。

○議長（多田政拓君） 以上で工藤秀一議員の一般質問を終わります。次に4番鳥越真由美議員の一般質問を許します。

【通告No.6 4番 鳥越 真由美】

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 4番鳥越です。今回は地域の福祉、地域福祉の課題とはということで質問させていただきます。安平町は子育て教育を重点施策としてきたことで、その効果も出てきており人口減少が抑えられています。しかし、高齢化が進んでいる現状は変わってはいません。また、これまで日本

社会の中で見過ごされてきた例えばジェンダー差別、ヤングケアラーなど様々な配慮を重視することが求められる時代にもなっています。誰もが住みたい場所で安心して暮らし続けていくためには地域福祉が重要です。全ての町民に関わることでもあります。そのためには多様な連携が欠かせません。そこで福祉施策の現状と課題を聞いていきたいと思えます。

1つ目として、今回の議会には令和7年から始まる安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画及び安平町地域福祉総合計画第4期計画が提案されています。そこで現在実施中の第8期介護保険事業計画及び第3期の地域福祉総合計画の両計画の中で、基本理念であり目標とされている地域包括ケアシステムの構築推進についての現状と課題を聞かせていただきます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） まず1番目の地域包括ケアシステムにおける各機関との合意形成
- 4番（鳥越真由美君） すみません議長、私言い忘れました。もう一回ちゃんと質問させてください。
- 議長（多田政拓君） あ、ちょっと、課長ちょっと着座してください。再質問をお願いします。
- 4番（鳥越真由美君） すみません。聞かせていただくということで地域包括ケアシステムとは、安平町総合計画実施計画の中での成長戦略とし、第8期介護保険事業計画の中の重要施策とされています。地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制とされています。そして令和7年には構築することとされていますが、各機関との合意形成の状況を教えてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 安平町では高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳と希望を持って自立した生活が続けられるよう団塊の世代が後期高齢者となる2025年までに地域包括ケアシステムの構築に係る整備を進めて参りました。

ご質問（1）の各機関との合意形成の状況についてですが、地域包括ケアシステムにおける高齢者の支援は単に医療や介護サービス提供者のみの責任ではなく、地域社会全体で支えるべきものとして、地域の住民や自治会、福祉協力員、民生委員、NPO、ボランティア団体、警察、消防、社会福祉協

議会、医療機関、介護サービス提供事業者などの多様な主体が連携し地域全体で高齢者を支える仕組みの構築を図るため、地域ケア会議を毎月開催し前述の団体等に会議の出席をお願いし合意形成を図って参りました。地域ケア会議では個別事例の検討を行うことを通じて高齢者個人の生活課題に対して単に既存サービスを提供するだけではなく、その課題の背景にある要因を探り個人と環境に働きかけるなどの課題解決の支援をするとともに、自立支援に資するケアマネジメントの支援についても実施してきました。また、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や重度化予防に取り組むとともに多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発等に取り組むことで更なる個別支援の充実につなげ、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍化等について検討し、着実に成果を上げてきています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） ケア会議を毎月開催しているというのは今述べられた全部の団体が参加してなのか、その例えばボランティアとか民生委員とか警察、消防とか先ほどおっしゃられたと思うのですが、それが全部毎月来るものなのか、それともその協力を得るためにケア会議として必要な専門職が集まって会議を毎月行っているのはどういう体制なのかというのが1点。

それから先ほどおっしゃった個人と環境に働きかけるなど課題解決の支援、それから自立支援を資するケアマネジメントの支援という、この実施内容を教えていただきたいです。着実に成果を上げているということで具体的な内容を教えていただければと思います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらの会議は、基本的には個別支援の関係で高齢者の個人の生活課題に対して様々な既存のサービスではなかなかその人の生活がままならないというところで、他にインフォーマルなサービスがあるのではないかとこのところ、その地域の方だったり支援者だったり、サービス事業者だったり、その時々に応じてそういった方に参加していただいて高齢者個人の生活課題を解決するための合意形成を図っています。その中でいくつか高齢者個人の生活課題の中でサービスが普遍化できるようなものがあれば今度大きな全体会議ということでやりながら、その時はまた警察だったり、消防だったりをお呼びしてさらに普遍化についての合意形成を図ってもらっております。

資源の開発については、大きな会議の時に生活支援体制整備事業としての会議をすることもありますが、その時に一例を申しますと高齢者が社会参加や役割を持って参加できる通いの場の創出ということで、つい最近行ったのは地域おこし協力隊との連携による早来学園の畑おこしを行っています。

最後のケアマネジメントの支援では、この高齢者個人の生活課題の中でフォーマルサービス、インフォーマルサービスを組み合わせてケアマネジメントを作る際に、ケアマネージャーに対して自立支援とはこういうものですねというところの合意形成を図りながらケアプランについても地域包括支援センターの方と一緒に作っていくところがあります。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） その資源を開発するにも、9期にも記載されていますが資源が開発されるにも人が必要なのかなど。色んな連携が必要なのかなど思いました。次、地域包括システムについて、現段階での課題をお聞きします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 担当課で実施してきた地域包括ケアシステムの構築にかかる各事業の課題については、この後、議案第25号で提案します安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画書と資料として添付させていただきました取り組み状況報告書にまとめていますが、これまでの取り組み、現状と課題、これからの目標として記載しています。主な事業としては在宅医療と介護サービスを一体的に提供することや入院から退院、在宅等への復帰へスムーズな支援を行えるようにする在宅医療介護連携事業。健康寿命の延伸対策としての高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施。高齢者の社会参加の推進を図るための生活支援体制整備事業。慢性的な介護人材不足を解消するための介護人材確保事業。介護予防事業としての総合事業及びしゃんしゃん教室、地域リハビリテーション活動支援事業。認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせる各認知症施策。介護認定の適正化やケアプランの点検などを実施している介護給付等適正化事業。介護予防ケアマネジメントや総合支援業務。成年後見制度の利用促進。高齢者虐待の対応。消費者被害の防止。ケアマネジメント支援業務。家族介護支援などを行っている地域包括支援センターの運営などがあります。各事業を単年度で評価した上で課題に合わせた目標を設定しPDCAサイクルを回しています。

広義の課題としては、次のご質問の地域包括ケアシステムの進化ということ

ころに関わってくるものですが、地域共生社会の実現に向けて介護担当で今実施している地域包括ケアの理念を普遍化し地域での高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを中核的な基盤として位置付け、高齢者、しょうがい者、子ども、生活困窮者など分野を超えた相談支援体制を構築するため、重層的支援体制の整備が重要な概念であり、研究が必要であると認識しています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 様々な高齢者、しょうがい者、子ども、生活困窮とか分野を超えた相談の支援体制を構築するために体制の整備が重要であり、研究が必要と認識しているということなのですが、担当課がイメージする重層的な支援体制というのはどういうものなのかが1点。

それからよく地域で困っていらっしゃる高齢者の相談を受けるのですが、その時にお勧めしているのが包括支援センターの方にご相談くださいというふうに私伝えているのですが、包括支援センターが最近大変、人があまり色々なことが重なって人が足りていないのではないかとということも含めて相談は包括支援センターだけでいいのかということをお聞かせ願います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 重層的な相談体制の整備というところでは、現在先ほども申しましたが介護担当で行っている地域包括ケアシステムというところを色々な事業をやっていますので、ここを今後もうちょっと精度を高めたり深化していくことで共生社会の実現に向けた重層的な相談支援体制が構築できると考えています。そのための今は準備段階でやっていると考えています。

地域包括支援センターが大変ではないかというところだったのですが、この後、地域包括支援センターの役割と課題というところでもお話ししようと思っただけなのですが、現在地域包括支援センターの業務が、色々な業務がありましてケアプランの作成だったり、高齢者の虐待だったり、最近では成年後見の関係とか色々ありまして、さらに地域支援事業として先ほど申した在宅介護医療連携認知症施策体制整備事業地域ケア会議、最近では高齢者と保健事業と介護予防の一体的実施というところも取り組んでいます。もう1つは最近身寄りがない高齢者、居ても頼れない状況にある高齢者という方の支援の増加についてもなかなか多くなってきてまして、本来家族が行う生活支援を包括職員が変わりに行っている状況もあります。それは内容としては

緊急対応だったり、通院の付き添い、預金の引き出し等といったことを行っている現状があります。今予防ケアプランの作成については、会計年度任用職員も3名働いて稼働していただいて、ケアプランはそっちの方に。現状の職員はセンター業務のなかなか難しいところだったり、地域支援事業のところをやっている現状があります。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 縷々ちょっと難しい形で地域包括支援センター、地域包括ケアシステムのお話だったのですが、1つは簡単に言いますと地域の課題の把握と社会資源の発掘。これで先ほど地域ケア会議の実施の部分にあたります。中については次は地域の関係者による対応策の検討。その対応策の決定事項とあります。先ほど鳥越議員が言いました課題ですが、簡単に言いますと高齢者のニーズ、住民地域の課題、社会資源の課題で、ここで介護地域包括支援センター、それと医療は健康推進グループ、住まいが多課に分かれますので福祉の健康関係と税務住民課、政策推進課が住まいの部分に該当し、それと予防は健康福祉課の健康推進と生活支援福祉。これらの話の中でアドバンスケアプランニングとDo Not Resuscitateという形で進んでいきます。ここの課題ですが、支援者の課題は専門職の数と資質、連携、ネットワークという形の部分です。社会資源では地域資源の発掘と地域リーダーの発掘と住民互助の発掘という形の中でこの地域包括ケアシステムが進んでいくという形です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 計画の深化推進が求められていますが、先ほど答えていただいた部分もあるのですが、現段階での見通しをお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 地域包括支援システムの深化について、特に重視している2つの事業について説明したいと思います。

1つ目は成年後見制度の利用促進に向けた権利擁護の地域連携ネットワークの構築について。成年後見支援センターや本人や市民後見人等からなるチーム、協議会を構成要素とする権利擁護の地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援の必要な人の発見支援、早期の段階からの相談対応整備、意思

決定支援、心情保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築などに取り組んでいきます。

2つ目としては、認知症施策の更なる推進についてということで、認知症基本法が令和5年6月14日に成立し、認知症になっても尊厳と希望を持って暮らせるよう共生社会の実現を目指すため、政府は認知症と向き合う高齢社会実現会議を設置しました。安平町においても認知症は自分自身を含め、誰もがなり得るものと定義し、認知症に関する正しい知識と理解を広めるため、サポーター養成講座における小学校での教育と啓発や認知症の人とその家族の想いや希望が社会に発信される場としての認知症カフェを支援し、社会の認知症観を変えていく活動をさらに推進していきます。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） この認知症の方なのですが、私以前にもMC I の関係で質問したことがあるのですが、例えば社会の認知症観を変えていくと先ほどおっしゃったのですが、ご本人が認知症との自覚が無い方が増える中で、例えばトラブルを避けたい商店とかも不安だと、個人的にも相談を受けたりすることが以前も話しましたがここ最近も増えている状況にあるのですよね。その中で色んなところと担当課は連携を組んでいるとおっしゃっていたのですが、例えば商工会を抱える、商店とかを抱える担当課、商工観光課とかとの話し合いだったり連携だったり、商工会への働きかけだったり話し合いだったりっていうことは今までされたことはありますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認知症サポーター養成講座なのですが、令和4年の確か11月か12月だったと思うんですけど、認知症サポーター養成講座を商工会の方に来ていただいて行っています。参加者が20名から30名ぐらいいたと思っています。社会の認知症観を変えていくところなのですが、こちらは認知症施策も共生社会の実現に向けた施策としてやっていくことが重要だと考えていまして、認知症の本人が自分は認知症であると安心してオープンに言える社会、地域づくりが重要であると考えていまして、ある意味共生社会の実現が推進されているかどうかの重要な指標になると言えると思っています。社会の認知症観を変えていく認知症の普及啓発は、知識や情報のみではなく前向きに自分らしく生きている本人自身が自らの姿と声を通じて新しい認知症観をありのままに伝えていくことが非常に有効であると思っています、認知症の啓発は本人とともに進めていくことが重要であると思っています。

います。そのための認知症サポーター、認知症カフェをやっていきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） そのサポーター養成講座に商工会が20名ほど参加していただいたということ以外に、会議を持ったことがあるのか無いのか。無いのですよねきっとね。私は個人的には今後は必要なのかなと思っています。

先ほど人材の質の向上ということも必要だというふうに補足の中でもありましたが、以前計画の中にもあった地域おこし協力隊制度を活用していくとおっしゃっていたと思うのですが、配置を希望する事業所との連携に取り組むってありますが、その進捗状況を教えてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） ちょっと先ほど答弁漏れていましたところで、商工会との関係の商工観光課との連携についても今後は必要だと考えています。あと商工会の方で変わったところは商店街で迷惑行為があった時に認知症方との関係なのですが、警察に通報とはならず最近、包括支援センターに連絡が来るということが最近ではあります。あとは、

○副町長（田中一省君） 地域おこし協力隊。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 地域おこし協力隊の進捗状況だったのですが、令和5年度予算の方で富門華会さんの方で募集をしまして、それがなかなか見つからなかったのですが、この2月に見つかりまして1名地域おこし協力隊として4月から活動することが決まっています。あと令和6年度以降、7年になるかもしれないですが、7年度ですね。陽光苑さんの方も興味を持っていただいて、活動したいということをお聞きしています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） わかりました。地域おこしの件は後でまたもう一回聞きます。

2番目に移ります。安平町子ども・子育て支援事業計画及び安平町地域福祉総合計画には様々な支援体制があります。その中で課題として相談窓口の利便性、専門性の向上や窓口間のネットワークの強化が求められているとあります。第3期地域福祉総合計画策定から4年が経ちました。現在の状況を

伺います。子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域包括支援センターの各役割とそれぞれの課題を教えてください。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） それぞれの役割と課題についてご答弁申し上げます。まず子育て世代包括支援センターについてですが、母子保健法が改正され平成29年4月1日から施行されています。妊産婦等が抱える妊娠出産や子育てに関する悩み等について相談しやすい話し相手による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消することが役割です。乳幼児健診をはじめとする母子保健事業の実施も含め、配置している保健師、管理栄養士にて相談対応を行います。こちらについては課題として挙げるのであれば産後におけるケアの必要性ということが考えられ、令和6年度より産後ケア事業を開始し、産後の心身の不調または育児不安がある方を中心に概ね産後1年未満の産婦、その夫を対象とし負担を和らげることに繋げる委託事業として助産院でケアを受ける通所型、助産師が利用者宅に訪問してケアをする訪問型があり、利用者の選択により町が支援を行うことを予定しているところです。

次に子ども家庭総合支援拠点についてですが、平成28年に児童福祉法の改正により社会福祉士などの専門職による虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対する相談を受け、子育て世代包括支援センターや関係機関と連携し必要な情報提供や支援につなげることで心身ともに健やかな子どもの成長をサポートすることが役割です。現在の体制としては保育士、公認心理士、言語聴覚士、社会福祉士を配置しています。児童虐待の相談支援機関でもあり要保護児童対策地域協議会の事務局も兼ねています。課題についてですが、地域福祉総合計画において課題と表現しました未着手で課題という意味合いではなく、着手しているものの無くなるものではないという意味での課題となります。役割を年代別、課題別に説明させていただきましたが、分野別または年代別で単一の相談窓口だけで対応していくことが難しいほどに生活課題は複雑化しています。現状でも相談窓口間で情報共有を行い、個別のケース対応を行っています。そのため地域課題は無くなるものではないということを念頭に置き、各相談窓口は常に連携を図り生活課題解決のサポートにあたる体制を維持していくことが必要だと認識しています。こちらの課題はあえて挙げるとするのであれば、専門職の配置が欠かせないことから有資格者の人員の確保の部分であろうと考えています。なお、子育て支援センターについては教育次長から、また、地域包括支援センターについては健康福祉課長からご答弁差し上げたいと思っています。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 続いて子育て支援センターの役割と課題をご説明します。まず役割は乳幼児やその保護者が交流を図る場所です。親子のふれあいをサポートしている場所として事業を行っています。当町では公私連携法人認定こども園を民営化するにあたって当町が取っている方法に対して、その連携する要件の1つとして子育て支援センターを運営することを定めてつながりのある子育ての場としています。課題点と言えば、体制面の課題というより社会人口増加が増加傾向の安平町ですが、出生数自体は減少しており、サポートのスタートラインにはなっていない、魅力ある町として移住してくる方との関係や交流を含めて子育てが楽しいとなる環境となるまでの時間差を生じていると思われまます。また、保護者への支援効果をいかにバランスよく上げていくかが課題となっています。続いて健康福祉課長が答弁します。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 包括支援センターの役割についてですが、介護予防ケアマネジメントや総合相談支援業務が主な役割となっています。配置については保健師、社会福祉士、主任ケアマネが各1名ずつ以上いなければならないという規定があります。課題については先ほど申し上げましたが、センター業務と地域支援事業の両立がなかなか難しくなっているところではあります。

[鳥越議員挙手]

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 6年度の今回出された教育執行方針の中に教育支援センター機能を持つ、昨日も一般質問の中で出たので、例えば不登校に対応するとかっていう話があったのですが、教育支援センター機能を持つ不登校の児童生徒の居場所づくりについて検討するというふうに執行方針には出ていました。教育支援センターの構成員はまず誰なのかが1点。

それから子育て世代包括支援センターとか子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点とどこが違うのか。それから国で求められているみたいなことを昨日おっしゃっていたような気がしたので、だから教育支援センターを作ったのか、ちょっとわかりづらいので教えていただければと思います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 教育支援センターは今のお話とはちょっと色が違う気がするので、昔の言い方をすると適応指導教室という体制となりますので、これまで他市町村とか行っている内容を見ましたら、教員のOBだとかいった方々、やはり教育関連の方々が配置されて運営を行っていると思うのですが、必ずしも居場所としての対応を行うだけの考え方であればその資格に対して主だった基準は無いのかなと思っています。ですからそれは学習と一緒に行えるだけの適応指導教室的なものまでの完備をする考え方を取ればそういった専門職の配置が望まれるところですが、今現状では学校自体の教員の数も少ない中でそういった方の確保はなかなか難しいので、既存の体制の中で場所も必ずしも教育支援センターという完全な形の施設をつくるという表現ではありませんので、あくまでも昨日の答弁でしたような居場所づくりの入口から少しでもその機能が果たせられる体制を作っていければなという考え方を持っています。

[種田教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 若干補足しますが、教育支援センターについては教育行政執行方針の中でも学校とともに連携して検討して参りますという書き方をしているのですが、要はこれは学校現場から具体的にいうと早来学園の管理職から教育長室において、そのようなことも念頭において進めていただければという要請というか希望があったものですから。特にこれ今次長が申し上げたとおり外部にそういうものを新たに立ち上げるというよりも、むしろ別室登校に近いようなところから切り口として校内でそういうお子さんに対する配慮を行っていきたいということで書かせていただいたと受け止めていただければと思います。

[鳥越議員挙手]

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 今回第7期しょうがい福祉計画、第3期しょうがい児童福祉計画も提案されています。しょうがい児の健やかな育成のための発達支援とありまして、子ども発達支援センターを活用した相談体制の構築とあります。第6期よりしょうがい福祉人材の確保だったり、しょうがい福祉サービスの継続、提供に向けた人材確保について北海道と連携により普及啓発に努めるとありまして、切れ目なく停滞しないサービス提供のための相談体

制は当然教育委員会とそれから福祉課で行われているのですが、福祉人材の
その中で確保というのがされているのかなと心配なのですが、教えていただ
けますでしょうか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 福祉人材の確保という部分ですが、最後で
お答えさせていただこうとは思っていたのですが、健康福祉課の方には色々
な資格を持っている職員がいます、社会福祉士ですとか精神保健福祉士、
公認心理士、言語聴覚士、保育士、幼稚園教諭、臨床発達心理士、管理栄養
士も含めてですが、そういった資格を有している職員は今現在配置されてい
る中で対応してきていますが、そこが十分かどうかはなかなか職員の人数の
関係なのでお答えしにくい部分があるのですが、今いる人数の中で精一杯取
り組みさせていただいているという現状です。

[鳥越議員挙手]

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） わかりました。では次の相談窓口の件です。相談窓口
の利便性、専門性の向上、窓口間のネットワーク状況と見通しを教えてください。
さい。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 相談窓口の利便性に関しては訪問や電話相
談も可能ですが、3月4日から総合庁舎と総合支所を結ぶシステムの導入に
よる遠隔窓口相談サービスの開始により各専門職へ端末機を通して電話以外
の相談方法も確立しています。利便性を高めても相談窓口の存在を知らなけ
れば必要な支援に辿り着くことが難しくなりますので、さらなる周知を図っ
て参ります。

専門性の向上についても現状の各種専門職に対しては各種研修を受講して
おり、体制の維持という点でも継続的な専門職の登用に努めて参りたいと考
えています。

窓口間のネットワークの状況ですが、現状では自治会町内会ごとに開催し
ている地域ミーティングにおいて健康福祉課福祉グループと地域包括支援セ
ンターが参加しており、情報提供や周知などを行っています。その他、民生
委員協議会の定例会、地区委員会の情報も健康福祉課福祉グループと地域包

括支援センターで情報共有を行っています。また、母子保健に関しては子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点にて事業実施し、月に1回情報共有会議も開催しています。事務的な部分ではありますが、現在使用しているシステムが健康福祉課内で連携しており、住民の方の相談履歴を情報共有できるようになっており、相互に気付き合えるような体制となっています。個別のケースでも同一フロアにおりますので気軽に相談し合える関係性を構築しています。子育て支援センターについてはこども園併設となっていますので、何かあればこども園から健康福祉課福祉グループや健康推進グループへの相談につながっています。また、子育て世代包括支援センターにて各種計測を行うことで子育て支援センターへ定期訪問して状況確認、情報共有を行っているところです。現状のネットワークの維持向上、充実を図るため、職員のスキルアップやコミュニケーション能力を高めながら多様な相談に十分応えられるよう相談者との信頼関係の構築を向上させていくことが重要であると考えています。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 施策の展開として相談が1か所で済むように町民の利便性を考慮した総合相談窓口を検討しますと出ていたのですが、もうそれがどこでやるということを決めているのかがまず1点お願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） その部分については具体的にまだ決定はしていないのですが、相談内容によってまずどこの部署が相談を受けるべきかを課の連携の中で決めておりますので、そこで相談内容によっては隣のグループが関わるとか教育委員会が関わってくるとか、そういった中で対応させていただきます。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 例えばひとり親の相談だったりする時に、こども家庭庁からワンストップ体制相談体制強化事業というのは令和6年から始めようとしているのですが。例えば地方公共団体が各種制度を詳細に把握する職員体制が希薄であることから制度に辿り着くことができ適切な支援を受けられる方が少ないということへの対応で、例えばIT機器、チャットボットと

言うのですが、そういうものを活用して支援体制を強化する事業が始まろうとしているのですが、これの活用を相談体制の1つとしてしていくのか、北海道とこれは連絡が来ているのか、そののところ教えてください。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今子ども家庭センターのお話が出ていましたのでその辺について触れさせていただきますが、この子ども家庭センターについては令和6年4月からということで各自治体に設置が努力義務化ということで現在動き出してきていることとなっています。こちらの子ども家庭センターの設置目的ですが、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口を担うという部分と子ども子育て支援を充実強化し一元的且つ総合的な子ども家庭支援体制を構築するといったことが示されています。安平町については現段階では努力義務化ということもありまして、すぐにこの子ども家庭センターを設置する動きではないのですが、まだ国の方からも具体的に示されてきている部分も無い状況もありますが、現行の中でこの辺については十分今の体制の中でもやっていますし、この体制がきちんとした体制でやらなければならないということであればそういった体制づくりも必要になってくるかなと思っています。

相談関係については例えで言われましたひとり親の相談という部分だったのですが、そのひとり親の方の相談というのがどういった相談なのかにもよると思うのですよね。経済的なものなのかそれとも子育てに対する相談なのか。そういったことの内容にもよりますが相談内容によって複数のグループが一緒に相談を受けたりということも十分やってきているので、今後についてもそういった体制を維持しながらやっていきたいと考えています。

[鳥越議員挙手]

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほど私が言ったIT機器のチャットボットというのはITで相談者、例えばひとり親の人が相談する時にそのIT機器がどんな相談内容なのか見分けてそこにつなぐというものらしいので、ちょっとそこは研究していただければなどは思います。

最後の質問に行きます。地域福祉は町民全ての人に関わります。計画に基づいて実行性のある施策の展開が求められていきます。何より十分な人材が必要と考えます。全国が同じ状況にある中で今後の人員の確保とその見通しを教えてください。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 先ほどもお話をした部分で重複する部分もあろうかと思いますがお答えさせていただきます。まず健康福祉課の資格所有者についてご説明しますけれども1人で複数の資格を所有している者もおりますので延べ人数でご説明します。

福祉グループ現行5名体制で資格所有者の状況ですが、社会福祉士3名、精神保健福祉士2名、公認心理士4名、言語聴覚士1名、保育士4名、幼稚園教諭2名、臨床発達心理士1名ということになっています。

健康推進グループは7名体制で資格所有者の状況ですが、保健師4名、管理栄養士1名となっています。

続いて国保・介護グループですが9名体制となつていまして資格所有者については保健師3名、主任ケアマネ3名、ケアマネ2名、社会福祉士が2名となっています。

将来的には年齢的なバランス、人事異動等を含め有資格者の確保補充は全国的にも不足と言われており、当町においても同様であるという認識のもと、これまでも職員採用担当課の総務課にご協力いただきながら有資格者の採用試験の実施や募集事務に取り組んでいますが、有資格者の採用は一般事務職よりも厳しい状況ということも踏まえて計画的な人員確保が必要であると認識しています。今後においても人員の確保・補充が行えるよう努力して参りたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 人員には制限があるというか限界があるということだとは思いますが。今回計画新しいのを出されているのですが、その計画は例えば色んな福祉なので全部に関わってくると思うのですよね。総合計画も当然福祉的な視点というのはあるのではないかなとは思っていて、その例えばこの間全員協議会で説明された今後も出てくると思うのですが町民センターの改修工事の中で例えばそういう建物を作る時に福祉課の福祉の視点が建物の方とかに入っているのか。その点そういう福祉課の意見は他の建設の計画とかに反映されているのかどうか。その話し合いがあるのか。そこを教えてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

- 教育委員会参事（佐々木英生君） 町民センターの改修にかかる福祉課、福祉担当との協議ですが、町民センターの改修については公民館としての改修、それから防災支援施設としての改修、ここをメインに設計等を行っていますので、議員がおっしゃられるとおろ福祉の部分も大切ですが担当課との協議には至っていません。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 例えば先日私質問したのですが、授乳室みたいなものを考えられるのかといった時に他の部屋で対応しますと言ったのですが、ここって避難所にもなるという可能性のある場所なのに、そういう授乳室が必要な人は来ないという想定なんだなというふうに感じました。それはやはり福祉的な視点が足りないのではないかなとは感じています。それから早来の児童館ありますよね。それも福祉的な視点で言うと人数と建物が合っていないという形で、教育委員会と話し合いがすでになされてもいいのではないかなと思うのですがその辺はいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） ご質問の福祉的な意味合いの児童館のというのは誰を対象にしているのでしょうか。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 早来の児童館ってすごく人数が今利用されている子どもたちが多いですよね。その中で今使っている児童館の建物と利用者数の、利用している子どもたちとのバランスが取れているのかと、私はバランスが取れていないのではないかと思います。それは危ないのではないかとか、その人数が利用するにあたってはもう危険なのではないかとかというのは、やはり教育委員会から考えると委託した事業者が言って来ないからとか色々な理由があるとは思いますが、福祉的な視点をきちんと見ていくと色んなところが連携取れていると、そこはもう狭いんじゃないですかみたいなことがすでに話し合われてもいいのではないかなと思ったのですが、そういう話し合いがあったか無いかだけお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） そういう意味でしたらあるという話でですね、実際に早来学園出来てから施設の活動の日によってはそちらの場所を使ったりとか、そういった形で対応するとか、本当にコロナ明けからの児童館の利用数にはかなり急激に増えたところもありますので、そういった対応での形は取らせていただいています。施設的に例えば福祉的という身障者対応とかに関して言うと既存の学校施設なりこども園、児童館なりの施設の福祉的な部分ではありますが、その活用的な部分に関しては今お話したようなこともきちんと日頃からお話させていただいています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほど福祉課参事もおっしゃっていたように、人材を確保することがなかなか難しいということとか、それに必要な連携もなかなか難しいといった時に、その人材を確保するために地域おこし協力隊も今後使っていく。ただ、地域おこし協力隊を使っていく時に今回は一旦きちんとマッチングできたのだなと思うのですが、他でも教育委員会とかでもやって政策推進課もやっていますけど、そこはきちんと地域おこしの隊員イコールそこバックアップとかマッチングとか受け入れとかそういう体制ができていないと手が足りないと言っている課がそういう人材を受け入れてやっていけるのかなというのが心配なところなのですよね。ここからが提案なのですが、福祉人材って先ほど福祉的な視点をもっと町の計画等にも入れていった方がいいのではないかとということも含めて教育委員会でやっている長い目で見ても地域おこし協力隊インターン制度というのを活用していく必要が福祉課こそあるのではないかなと思ってまして、その時に教育委員会は外部委託していますよね。マッチングとか受け入れとか全部、学生が一人来た時の対応は全部そちらでやっているとか受け止めているのですが、そのような福祉のしょうがいとか専門的にやっているような外部委託がこれから福祉の部分で必要になってくるのではないかなと思っています。なぜこれを言うかということ去年の暮にうちの町内会の方に福祉法人が来られて医療大学の学生が何人来られたのですよね。その時に私たち自分たちも色んな自治体とかで経験したいと。そういうところの福祉はどうも無いみたいで、私たちの町もそういう学生をまず裾野を広げていくことが必要なのではないかなって。受け入れられる町として名乗りをあげたいのですが担当課では厳しいのではないかなと思っています。その間に入る外部委託が今後福祉においてこそ必要なのではないかなと思いますが、お考えを聞かせていただきたい。可能性を聞かせていただきたいなと思います。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 可能性という部分ですが、将来的にはそういったことも課題解決の1つになってくるだろうと考えられると思います。今すぐどうのこうのという考えは今は持ち合わせていませんが、今後先ほど言った人材の不足確保という部分でそういったことが難しくなりつつあるような状況を踏まえて、そういったこともこれから調査研究をしてどういった手法がいいかも含めて、幅広いところの団体等もNPOさんといった活用もこれから十分考えられるところではあるとは思いますが、その辺も含めて今後色々な方々と議論、協議といったところで情報も収集していきたいと考えています。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 福祉人材の確保というところで地域おこし協力隊インターン、昨日も報告会があってエントランスに自分も議会が終わった後に行ってきました。大学の大学院生で4月から安平町の方にも地域おこし協力隊員として採用する決定者でした。ただ、安平町に来てその学生の勉強だけで終わるのではなくて、安平町にこういった形で貢献していきたいとかそういった動きが出てきています。まさしく文教大学と昨年協定をこれは被災3町として結びましたけれど、これは追分高校の存続も含めたものでしたが、そこには様々な科目がありますので、そういった我々が必要とする専門職の学生さんたちに安平町を選んでいただけるようなことを様々な大学の方が逆に早来学園目がけて去年あたりからたくさん来ていただいていますので、そういったフィールドにしていることを我々も活用しながら今課題になっているところの解決に向けて進めていきたいと思っています。

[鳥越議員挙手]

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） やっぱり教育だけではなくて福祉も人が足りないと思うので、その部分を考えてこれから調査研究していただければなと思います。終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で4番鳥越真由美議員の一般質問を終わります。ここで15時まで休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

- 議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。一般質問を続けます。
3番小笠原直治議員の一般質問を許します。

【通告No.7 3番 小笠原 直治】

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） 3番小笠原です。指定管理者制度が2003年6月の法改正により創設され20年が過ぎました。今議会の行政報告資料として安平町公共施設等総合管理計画が配布をされました。指定管理者制度導入済みの施設におけるコスト削減効果についての検証と施設の機能、性格、規模等に応じた適切な指定管理の在り方についての検討等が掲載されています。私は各公共施設の運営管理形態の1つとしての指定管理者制度導入施設の効果と現状についての認識の共有を図るため質問をして参ります。
1つ目、指定管理者制度管理業務委託、業務委託の相違点について伺います。

[伊藤建設課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
○建設課参事（伊藤富美雄君） 指定管理者制度とは地方公共団体に代わって公の施設を民間団体等に管理していただく制度のことで、この制度は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら住民サービスの向上と経費節減などを図ることを目的に創設されました。
次に管理業務委託及び業務委託についてですが、これまで町は施設等の管理を依頼するまたは例えば草刈りや除雪といった業務を依頼する際に管理業務委託や業務委託を行っており、さらに地方自治法に基づき長期継続契約の委託業務を行っています。

簡単に指定管理と管理業務委託の相違点としては、権限と業務の範囲において指定管理は施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行っていたものであり、施設の使用許可を行うことができ、設置者たる地方公共団体は管理権限の行使は行わず設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。管理業務、管理業務委託、業務委託は施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき具体的な管理の事務または業務の執行を行う。施設の管理権限及び責任は設置者たる地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できないとなっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今参事から答弁いただきましたので3、4点確認をしていきますのでよろしくをお願いします。

指定管理者制度は契約ではなく議会の議決を経た指定によって公の施設に関する権限を指定管理者に委託して委任して代行させるものであり、行政処分に該当する使用許可事業を含めた総括的な委任ができるものであると理解をしてよろしいでしょうか。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） はい。議員のおっしゃるとおりです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは次。安平町の公の施設に関わる指定管理者の手続き等に関する条例に基づいて行われているということで理解をされてよろしいでしょうか。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらについても議員のおっしゃるとおりです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） 指定管理者制度、指定期間5年間。これは法224条の2第8項で掲載されていまして、中身については先ほどどういう効果があるのか参事が言われたので私は割愛をしますが、この5年間というものについて認識してよろしいでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
○建設課参事（伊藤富美雄君） 指定管理者の期間ですが、今町の方で考えているのは5年間を考えています。ただ、先進自治体によりますと3年というところもありました。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） 次にもう1つあるのですが、指定管理者となれることができる団体は法第224条の2第3項において法人とその他の団体とされていますが、団体であれば法人格の有無に関わらず指定ができることのできるとの認識でよろしいですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
○建設課参事（伊藤富美雄君） そちらについては、はっきりとした記憶はあれなのですが議員のおっしゃるとおりで良かったかと記憶しています。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） 次に指定管理者が第三者へ委託できる業務にあると私は認識していますが、その認識でよろしいでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
○建設課参事（伊藤富美雄君） 議員のおっしゃるとおりです。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） 指定管理者が自主企画事業等を展開し、施設管理費の節約につながる指定管理者制度であるという理解でよろしいでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
○建設課参事（伊藤富美雄君） 議員のおっしゃるとおりです。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） 指定管理者が、先ほどの続きですが自主事業を行う場合、指定管理者の業務を妨げない範囲の私は事業と理解していますが、指定管理事業業務と自主事業ができる業務を区別する必要があるのではないかと思っているのです。区別を明確にしていると認識してよろしいでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらにつきましても議員のおっしゃるとおりです。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） ありがとうございます。
それでは質問2に入ります。指定管理料の根拠となる積算項目、細目について伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
○建設課参事（伊藤富美雄君） 現在、建設課において実施しているときわキャンプ場を例にとり答弁させていただきます。ときわキャンプ場に関しては、施設の維持管理業務と一般管理費について積算しています。
維持管理業務については主なものとして、管理業務に関わる消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料及び印刷製本費などの需用費、委託料として浄化槽の管理費用やごみ収集運搬費用、場内の草刈り費用、バンガローや管理棟など

の清掃費用を計上し、使用料及び賃借料では軽トラックのリース料、その他手ぶらキャンプなどの備品購入費を計上しています。

一般管理費については給料及び社会保険料などの人件費、浄化槽の法的点検や予約システムなどの手数料及び電話料などの通信運搬費、その他本社経費などを計上しています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今縷々参事の方から説明がありまして、いわゆる指定管理の根拠となる積算項目、細目についてはやはり管理運営経費だと私は思っているのです。それで指定管理者制度を導入する場合、指定管理料については当該施設の数年間の管理運営経費を分析し、必要な改善を行った上で算定しているという認識でよろしいですか。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 私どももそのように考えて積算しています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは指定管理料は、指定管理業務の実施に必要と見込まれる経費の総額から利用料金収入と指定管理業務から見込まれる収入の総額を差し引いて算定しているのが指定管理料だということで認識をよろしいですか。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今の質問についても議員のおっしゃるとおりです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 指定管理者制度には利用料金と使用料金がありまして、利用料金が地方公共団体が収納されるという場合も取っている地方自治体も

ありますが、うちは利用料金として指定管理者に支払われていると思うのですが、使用料金は町への収入となると認識していいのか。その場合、使用料は指定管理料の算定になるのか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 利用料金及び使用料金は指定管理料に含まれているということによろしいかと思えます。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） ここをちょっとしっかりと覚えていないとややこしくなるので確認したわけです。使用料は町への収納になると。利用料金は指定管理者に入ることです。それでは質問3番目に入ります。各施設の指定管理者は管理運営業務に必要な経費の調達について伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） スポーツセンターにおける指定管理者の資金の調達の主なものは、指定管理費と利用料金収入により賄われています。

〔村上商工観光課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（村上純一君） 道の駅の管理運営業務に必要な経費の資金調達については、道の駅の商業収入である営業収入、指定管理料や委託料、補助金等の収入等が主なものとなっています。

- 議長（多田政拓君） あと、外の施設はありますか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 学校教育グループ所管の指定管理事業は、児童館または児童センター業務と放課後児童クラブ業務となっています。両事業とも

認定こども園を民営化を行った時点で子育てを連携できる体制の1つとして指定管理を行っているものです。

児童館または児童センターは、児童厚生員が指導を行って子どもたちの健全な遊び、体力増進指導、自主活動の拠点となる事業ですが、一部実費負担以外は基本参加無料の事業のため、利用者が増えても収入は増加しませんが子育て支援センターや認定こども園、学校との連携によりサービス効果を高める取り組みです。

同様に放課後児童クラブ業務は、保護者が就労しているお子さんへの事業で対象者は限られますが、児童館同様の考え方で行っています。

続いて経費の調達ですが、児童館または児童センター業務は地方交付税措置によって調達されていて、放課後児童クラブ運営経費は国及び北海道が実施する子ども子育て支援交付金で支援されており、町を含めいずれも3分の1補助率となっています。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 介護担当の指定管理の施設ですが、利用料金制による指定管理制度を導入しまして施設の利用者の利用料金と介護保険サービス利用者負担金と、あとは介護保険サービス給付費等で運営をしています。

[森池産業振興課長挙手]

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 産業振興課の所管施設で指定管理している3施設の管理運営に必要な経費の調達について答弁します。

安平町公共牧場、安平町米麦乾燥調製施設、安平町野菜共同集出荷場については、いずれの施設も利用者の利用料金で賄うこととしており、管理費用について町は支払わないこととしています。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） ときわキャンプ場の経費の調達について、町が支払う指定管理料のほか、料金収入及び自主事業を行った場合の収益になります。

○議長（多田政拓君） 後は無いですね。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 町内の10施設が指定管理になっているということで、その内訳について利用料について運営経費から差し引いて指定管理料を出していますというところが、道の駅聞いてなかったねそういえばね。道の駅言ったっけ。言った、ごめんね。道の駅は後からまたゆっくりあるので。それでちょっと気になっているのは児童館の指定管理料なのですね。私なぜ前段で指定管理の在り方について確認をしたかということなのです。それをしっかり法に基づいて5年間の中にしっかりと指定管理料を算定して債務負担行為を起こしてやるべきですが、そこはどの町村でも債務負担行為というよりもその5年間で、年度を追うごとに割って総額を割って支払っていくというのがどの地方自治体でもやっていることだろうと思います。それで児童館はこの3年間、令和3年4288万9000円、令和4年4427万7000円、令和5年度補正されまして4957万6000円。今回の令和6年の予算では5691万4000円として変動しているのですね。令和5年度、6年度はいわゆる補正をしています、733万8000円が増になっているのですね。この要因って何なのか。それと最初に指定管理料5年間で提示した設定金額を児童館別に説明をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 児童館別の正確な金額は本日持っていませんが、先ほど説明したとおり本来児童館等においては、先ほど今議員がおっしゃられたとおり5年間、1つの事業を継続して行っていたらだければとの考え方が通常ですが、私たちの町では子育てを連携できる体制の1つとしてということで、その場その場の魅力化も含めて対応ができるようにこういった体制を作っています。ですから主な要因として、先ほど鳥越議員からもお話されたように児童館の利用者数が急激に伸びたりとか、例えば施設が入りきれなくなったところがありますと、他の場所に行って活動するとかそういったことも行うためにはその都度人員の確保が増えてきたりします。ですからそういったような対応をするということではうちの町としては例えば自主事業も含めてこの児童館には行っていない体制をとっていますから、そういったようなところで魅力化もきちんと、サービス向上は料金収入がないのでなかなか固定的な事業を行うことに特化してしまうとただ子どもたちを受け入れる体制にしかならないのですが、あくまでもそういった付加価値を付けたサービス向上を目指した児童館運営なりを行っていくのを目的として、当初からこういった形をさせていただいていることとなりますので。その料金の変更はコロナ禍で一時期利用者が増えなかった部分もありながら、あの時はあの時で逆に利用されている方の広いところと違って、あの時はあの時で別

の意味での事業増もありましたので、そういったようなところがありましたからその都度補正が出たりとか、そういう対応をさせていただいているところではあります。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 次長が言っていますけれどもここ利用料金取ってないですよ、無料ですよ。コロナがどうだとか人が減ったとか減らないとかって問題ではなくて、しっかりとした指定管理者制度の導入によると5年間の総額については決めてくるのが趣旨でありませんか。そんな意味ではちょっと時間もないのでここばかりやってられません、私は気になるのは去年の10月に令和4年度の決算委員会がありまして、その中に資料が出されています。令和4年度指定管理者制度導入施設決算及び利用者人員数一覧表。そこに両児童館が、お金が早来児童センターどんぐりでは2万2022円、追分児童しらかばでは6834円が収入になっているのですね。これ何の収入なのか教えてください。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 事業を行う段階で時には負担金を取って行く、例えば食べ物の原材料費を買うとかといったたまたま実費負担を設けてやるところの金額です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） その中身が出されているのは収入合計の中に入っているのですよね。それは私は料金が無いのですから別枠だろうと思って、結局これは使用料でないかと思っているのです。私の認識は違いますか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） あくまでも負担金として取っているのです、使用料。児童館を使っている使用料ではなくて、その事業に対して掛かる経費の負担金を取っている金額です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 協定の中身にはね次長、使用料は別途協議と書いてある、使用料と書いてあるんだ。協定見てください。児童館の中に利用料は取らないけど使用料については甲乙協議となっているのですよ。そこ頭に入れておいてください。ダメだよしっかり覚えていないと。

それで追分児童館しらかばでは令和4年ベースでいくと2146万7270円が予算付いたのです。これ私理事会に出ているからわかっているのです。補正予算後の額が2087万5336円。59万1934円が減額されているのです。これなんなのだろうかと。これどうですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 当然実績というか人の配置だったりとか、ちょっと今正確にはあれですが、必ずしも増えるばかりが要素ではないので。あと先ほどご説明していたように管理料と自主事業という分け方をしていますから、自主事業の実績が無かったりもあり得ますので、その辺の細かい数字は今日のご質問の中では調べていませんので、ご理解いただきたいと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は全部知っているのではないかなと思ってね。去年の決算委員会を出しているのに頭の中に入っているからと思って聞いたので、別枠で質問を起こさなかったらダメなのかなと思ひまして、別途またこれについてはやりましょう。

それでは質問4に入ります。リスク分担の在り方について伺います。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） リスク分担の基本的な考え方を答弁させていただきます。町は施設の設置者としての責任を負い、指定管理者は施設の管理者としての責任を負っています。指定管理者制度は公の施設の管理運営に関するリスクを全て指定管理者に転嫁しようとするものではなく、リスクの分担については町と指定管理者のどちらがより適切にコントロールできるか、具体的にはリスクの顕在化をより効率的に防ぎ得るか、リスクが顕在化する

恐れが高い場合に追加的損害を極力小さくし得るかといったことなどを考慮して行う必要があります。また、指定管理者に対してその責任を超える過度のリスクを負担させることは公の施設の管理について安定性や継続性を損なうことにもつながることを認識する必要があると考えています。

次にリスク分担の標準例として、リスク管理を有効に行うためには想定されるリスクについてあらかじめ町と指定管理者でリスク分担を行う必要があります。リスク分担の検討にあたってはリスクが顕在化した場合の帰責事由に加え、どちらが最もよくリスクを管理することができるかを判断基準にします。リスク分担については町が全て負担、指定管理者が全て負担、双方が一定の割合で負担、これは協議事項となります。主に3つの方法が考えられますが、個々の施設におけるリスク分担については各施設の特性を踏まえ、できる限り明確にした上で協定書に記載する必要があると考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） リスク分担が極めて大事なところでして、それぞれの各施設リスク分担表を定めているだろうと思います。そこで私は各施設に共通されてリスク分担の基本となるラインというのは物価変動、金利変動、需要変動は指定管理者が負担となるということが各地方自治体では明確になっていますし、うちの施設においてもしっかりと明確に書かれているところです。それ以外は各施設の特性に応じて協議をし、より詳細な分担表を定めていると思っていますが、それについてはそのように認識してよろしいですか。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 最後の質問の方に出てくるかと思うのですが、只今町の方では施設管理に伴うガイドラインを作成しています。今大まかに出来ていますが最終的な確認を行っているところでして、その辺には今議員の質問にありましたところも載せています。そこも最終的な確認を行ってもらうような形で考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 参事、私の質問できなくなるから後で、8番目にあるからね先に走らないで。

それで私は確かに今言われたとおり整理せざるを得ないなと思っています

が、私は各施設にそれなりきちんと出ていますよ。出ていないところは後からやりますけども。出ていますのでガイドライン作ると言いますからリスク分担についてはしっかりとしたものも町として作り上げていくということで理解しました。

5番目に入ります。スポーツセンター本館、年度ごとの利用料金収入と指定管理料支払総額について伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） スポーツセンターについては令和2年度より指定管理制度を導入させていただいていますが、利用料金収入については令和2年度は908万8403円、令和3年度は1947万848円、令和4年度は1822万8189円となっています。また、指定管理料については年額5833万1000円となっていますが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症対策費用及び収入減に伴う支援として1200万円、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策費用、収入減及び燃料価格高騰に伴う支援1089万2403円、令和4年度は燃料価格及び電気料高騰などに伴う支援として1732万5000円を追加支出しています。なお、この支援金に対しては令和2年度及び令和4年度については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当させていただいています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） スポーツセンターの指定管理料については、仕様書11で町が管理運営上特別な事情があると認める場合を除き変更しないと大前提をしっかりと書かれています。それで令和2年度が始まりですね。その時のいわゆる利用料金収入の設定額はいくらでしたか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） こちらで定めた利用料金収入については、2132万8000円となっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そうすると2132万8000円と管理運営費含めては、これが入って5833万1000円ということで理解してよろしいですね。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 基準管理費5833万1000円、それから利用料金収入2132万8000円。この時点ではその他の収入ということで若干ではありますが、子ども水泳教室を別立てで見えておまして収入合計で8005万9000円という設定をしています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいや参事私が言っているのは、いわゆる5833万1000円から2132万8000円を引くと3700万ぐらいが管理運営費の中に町が払っているという、そもそものスタートが3000万がスタートだと認識してよろしいですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 差し引きすると、こちらから払っている分から利用料金収入を差し引きすると議員おっしゃるとおりかと思います。支出の部分もお話させていただきますと、人件費等の管理経費ということで先ほど申しました8005万9000円かかる。この経費に対して基準管理費と利用料金収入で賄っているということになりますので、そのような形になるかと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） もう1回確認をしますよ。令和4年度の中に出ているのは指定管理料7565万6000円、莫大な金を払っているのですね。利用料金が1862万8229円、収入合計9428万4229円なんです収入合計。運営管理費が9395万6239円。驚くことに損益32万7990万プラス、黒字になっているのですね。私たちに説明したのは、黒字になるわけでないじゃないですか。お金どんどん入れて黒字になりましたって、おかしくありませんか、その点1点と。これリスク分担の中で書いていますね。指定管理者と結んで分担表をやっ

ていますね。その時に物価、金利、経費の増加または収入の減少、利用料金収入減は指定管理者負担となるって結んでいますね。そうするとおかしいのではないですかと。そもそもの私は5833万1000円の指定管理料が、そもそものが算定的に読みが甘かったのではないかと思わざるを得ないのですよ、実態論として。でもそれは受けたのですから当時、この会社が。地元の業者と争ったのですよ入札で。で、地元の業者は負けたのです。あなた方はこっちを選んだのです。なぜかと言ったら大手でスポーツをやって、かなりのネットワークを持っているからたくさんの収入、自主事業が入るから管理運営費が戻ってくるという、当時私参事、やりましたね、やりとりを。その中身でいくと随分中身的におかしいし、収入9428万4220円、これが指定管理払われたということですか。それとも1862万8029円引いた分を払われたのですか。どっちなのですかこれ、どうですか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） まず1点目の黒字の部分ですが、後ほどご説明させていただきたいと思いますが、最終的には9400万ほどの決算となった中でそれぞれ必要な部分について支援をさせていただきましたが、この黒字についてはその支援以外の部分での業者のそれぞれの節減、その他により何とか黒字に持っていったものと考えています。それから支援5833万1000円基準管理費、これも5年間定額でいくというところについては議員がおっしゃられるとおりそのように考えていますが、リスク分担、先ほど伊藤参事の方からお話がありましたが、教育委員会の仕様書の中では特別の事情がある場合、または想定していないリスクが生じた場合、この特別な事情というのは例えば原油価格の高騰の場合についても検討するというようにしていますので、そこの但し書きと言いましょかそこに準じて支援させていただいたものです。それから利用料金収入は指定管理者がそれぞれ事業、施設の使用料、町で言えば施設の使用料、施設の利用料ということで徴収したものですので、令和4年度でいきますとその利用料金収入を引いたものが町から支出したものとなろうかと思えます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいや時間が無いので。9428万4229円払ったのですかって。なんぼ払ったのですか令和4年、それを聞いているの。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 町からの支出については、先ほど申し上げました当初定めた指定管理料5833万1000円。それから令和4年度については支援として1732万5000円支払っていますので、8500万が町からの支出ということになるかと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そんなこと私聞いていないって。だから収入合計9428万4229円払ったのでしょって。払ったんでしょ。指定管理者に。それを聞いてるの。払ってないなら払ってないと言って。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） ちょっとあれなのですが、9400万が収入合計だとすると、そこから利用料金収入、ここは指定管理者が徴収して払った分を見ているものですので、この利用料金収入を町から払ったということにはならないかと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 言葉の遊びではないんだって。本来の利用料金では町が貰ったっていいのですよ。でもそれ決めの中で指定管理料を減らすために利用料金は使ってくださいということでしょ。だからこの業者指定管理者には利用料含めて9428万4229円入ったってことでいいでしょって。入ったんでしょ。そうすると5833万1000円から膨大なお金が入っているのですよ。コロナだかどうだとかって。まさにこれ極めて不透明な会計だし、しっかりとした形をとってもらいたいと思うのと、リスク分担そんなこと書いていませんよあなた方のこの中に。金利の変動、物価の変動っていうのはあなたが言ったように燃料費が上がったってこれは指定管理者のものになっているのですよ。そうでしょ。ここに書いてあるでしょ。リスク分担表に。だから先ほど参事がガイドライン作ってやると言ったから伊藤参事が。そこでまたきちんと整理をしていきたいと思しますので、ここ辺りもう1回しっかりと詰めていきたいと思しますので、時間が無いので次に入らせていただきます。

道の駅あびらD51ステーションの年度ごとの利用料金収入と指定管理の総

額支払いを伺います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 道の駅の利用料金については、道の駅条例第14条で定めていますが、条例でいうところの利用料金とは商業行為を伴わない利用にかかる料金であり、これまでの事例を申し上げますと社会福祉協議会や商工会青年部の募金活動や炭鉄港協議会のパネル展などの公共的団体の活動で利用料金を免除していることから収入の実績はありません。

指定管理料の支払総額については、令和元年度から令和3年度までの第1期指定管理期間は1362万8000円を年額として債務負担行為を設定し、令和元年度は1362万8000円、令和2年度はコロナ感染症による休業期間中の電気料金と上下水道料金の補填を合わせて1380万6000円、令和3年度は燃料価格高騰分の補填を合わせて1412万5000円を支出し、令和4年度からの第2期指定管理期間は1271万8000円を年額として債務負担行為を設定し、令和4年度は電気料金高騰分の補填を合わせて1498万4499円を支出しています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） あのね課長ね、指定料金制度、利用料金をきちんと整理をして道の駅条例にもしっかりと利用料金も書かれていますし、それから安平町の指定の手続き等に関する条例でもしっかりと書かれています。利用料金がゼロなんてね、どこの世界に、なんで食べているのと。そんな計上の仕方がなぜこんなことが起きるのかっていうのが、私わからないですよ。道の駅の条例には、第4条には農産物、特産品、食料品、その他物品の販売及び提供を行う。このことをちゃんと書いてあるのです。それと先ほど言われたとおり商業行為を行わない場合でも1㎡100円を取るときちゃんと書いてあるのです。それ利用料金ではないですか。それが令和4年度の決算報告書では0円になっているのです。なぜこんなことが起きるのかね。私はしっかりとした形でもう1回見直して、私は今、小川代表監査委員もいますので、この辺り含めて道の駅のどんなふうに収入含めてなっているのか相談して監査、監査を代監に求めていきたいと思います。そうしなければ今ここでどうしても扱い方がおかしいので、その考え方よろしくお願ひしたいと思いますがその点はいかがですか。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 道の駅の条例で定めている利用料金の関係の考え方なのですが、議員がおっしゃるように施設を使った時の利用料金だけでなく営業収入というものがあります。そもそも道の駅というのは公民館のような貸館の施設ではなくて、不特定多数の方が常時いらっしゃる施設で、どなたかが独占的に使うということは基本的に考えられないのですが、あるとしたらキッチンカーですとか色々なお店が中でお店を出すということ。それから町内の文化団体とかがパネル展をやるとか、あとは実際あった商工会とか社会福祉協議会の募金活動とか、そういうものが想定されまして、その料金をどうするかといった時に商業行為を伴うものに関しては道の駅の運営者が自分たちの道の駅の運営にプラスになるだろうというような判断をした時に商談に基づいて指定管理者とその出店業者が契約行為で出店していくと。残ったのは商業行為を伴わないものを条例で規定しているのですが、今回実績のあった社会福祉協議会ですとか商工会というのは公共的団体にあたりますので、そこら辺は利用料金、場所代は免除していますので、決算書に出てくる利用料金としては0円ということになっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 道の駅利用している人たちは一銭もお金取ってないのですか、支払っていないのですか。他の人たちに。払っていないのですか。払っていると聞いていますよ。お金払っている。道の駅の指定管理者に。それ利用料金ではないのですか。それ何のお金それ。払っているのですよちゃんと。誰もみんなショバ代タダではないですよ。全部払っているのですよ商売するのに。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 議員おっしゃるように、キッチンカーの人たちは売上の何パーセントとかというふうに場所代を指定管理者に納めています。それがどうして資料で0円かというところは、道の駅の基本協定書の21ページに定めてある内容で、原則営業部門に要する経費は指定管理者が賄うというふうに明記してあります。ですので営業にかかる支出も観光協会が見ていますし、それで売れた収入とかも全部観光協会の方で収入になるということで、これは基本協定書で定めていますのでご理解いただければと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 課長私、1番目何と言いましたか。それは自主事業と言ったんですね、そうですね。指定管理者に皆入るということは自主事業ということになるでしょう利用料金に入らないということは。私は区分していただきますねと言ったんです、確かめたのですよだから。しっかりとした区分。指定管理範囲の中で商売をするということは、利用料を払わなければならないのですよ、受けている部分だって。それは当たり前でしょ、世の中やっていますよ。そのために指定管理の中で受けているのですよ。その中で商売をするということは、それは料金を払うということなのです利用料金。したら、ここにある条例だとか中に利用料金ここで言っている利用料金って何なんだって。どこから取るんだとなるでしょ、ここに書かれている協定書の利用料金ってどこからいただくのが利用料金なのよと。そうなりませんか課長。

これもきちんと伊藤参事のガイドラインの中でもう1回しっかりと議論をしてやっていきたいと思っておりますので、ここで言い合っても時間が無いので。そういうことに、中でもう1回整理していくと作ると言いましたから。

それで7番目の指定区域、道の駅D51ステーション指定区間の見直しなのです。見直しについて伺います。

[村上商工観光課長挙手]

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 道の駅の指定管理区域の見直しについてなのですが、道の駅に併設されている鉄道資料館に関する考え方をご説明したいと思っております。鉄道資料館については町の指定文化財であるSLを保存する教育施設で学芸員等による適切な管理が求められていることや保存活動を行っている団体に対する助言や指導を行う所管が教育委員会であり、今後においても同様の取り扱いが求められることから指定管理を導入する施設とはしないことが適切であると道の駅建設時に整理し、第2期指定管理期間についても同様の考え方で進めました。しかしながら、鉄道資料館は道の駅との合築施設であり、清掃や巡回などの維持管理を道の駅の指定管理者が一体的に行うことで効率化が図られることから、指定管理区域外であっても清掃などの業務委託があることを想定して仕様書に記載しているところです。第3期指定管理に向けても資料館や文化財の管理責任などを教育委員会に留保した上で、管理の方法をあらかじめ設定した基準に沿って定型的に行われる清掃等の業務委託が基本になるものと考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 文化施設だとかあって教育委員会が直営でやった方がいいという考え方もあると思いますが、指定管理者制度っていうのはそうではなくて、どうやって効率的にやって経費を節減するかという意味でいけば私は文化財の物があるから教育委員会だという発想でいくと、指定管理者制度導入は私は進まないと思っています。教育委員会だってS Lの管理含めて全部委託でしょ、やっていることは。教育委員会自らやっているわけではないですね委託なのです。指定管理者がやったって同じなのです委託行為は同じなのです。だから私はそうではなくてもっともっと見直しをして、しっかりと将来あなた方が私にくれた冊子の中にどうしていくのかと、指定管理の導入されている場所とか見直しを含めて色々な検討をしていきたいという課題が載せられているから私は指定管理者の範囲を含めてしっかりと見直しをしてやるべきではないのかということと、私は一番最初に聞いたのは委託者が業者に委託できますねと言ったのはそこなのです。それは極めて難しいとか業務的には難しいところでも、そういう業者があればしっかりと指定管理者が第三者に委託ができるのです、今の解釈では。その意味ではしっかりと、なおこだわる必要はないということを1点。いやこだわるならこだわるで結構です。もし今課長が言った清掃業務、単なる約束ではなくてしっかりと道の駅と清掃業務委託、ちゃんと結んでください。見えないところでやっているのでしょうか。道の駅の指定管理者が掃除やっているのでしょうか清掃業務。そこをきちんとやってください、もし残すのであれば。業務委託を結んで。見えないでしょ皆。わかりませんよ皆。そうでしょ。そういう区分も含めてしっかりとやっていただきたいと思います。

それで時間もありませんが、先ほど8番目は伊藤参事が答えていますからガイドラインを作るといいますから8番については私の質問は省いて、私は最後にお問い合わせがあるのですけどもね。実はときわキャンプ場の基本協定、これ令和5年4月からの施行の指定管理者制度なのですけども、これは極めて立派な、しっかりとまとめられています。第9条の管理経費も第24のリスクの分担表もまさに明確に書いていますし、5年間のお金の総額もしっかりと協定書に提示をしております。そして1年ごとの払い方は5年間の分を1年ごとに決めながら払っている。これが本来の指定管理者との5年間の協定の中身だろうと思うのです。私はこのことをしっかりと踏襲して、これを基本台として伊藤参事、しっかりとガイドラインを作っていただきたいのですよ。そうしないことには今バラバラでしょ。片方は無い、片方は有る。そんなんではダメだ。やはり1つの統一ライン。どこの地方自治体もしっかり統一ラインができています、作っています、しっかりと。片方には無かったら金払う、電気代払ったから金払うと違ってわけのわからない判断で特別変わったとか状況が変わったとあって、そうではなくてしっかりとラインの

中でやってください。施設ごとにそんなリスクの分担が変わらないように、しっかりとしたものを作っていただきたいと、ときわキャンプ場の協定書を見本としてやっていただきますことを伊藤参事どうですか。そこ辺り作るということについて。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） ちょっと待ってくださいね。商工観光課長、答弁ありますか。

○商工観光課長（村上純一君） すみません、先ほどの清掃の関係ですが。何か不透明なまま終わってしまうのが嫌なのでご説明したいのですが。

道の駅本体側の清掃の部分は指定管理料の中に含めています。鉄道資料館の方は入っていません。鉄道資料館の方は教育委員会から別に管理委託業務として委託料が支払われています。それを受けて指定管理者の方で、もしかしたら企業努力によって自前で清掃するかもしれないし、きちんとした清掃業者に委託をするかもしれないしという制度の中でやっていますので、ご説明申し上げます。

○議長（多田政拓君） 伊藤参事答弁をお願いします。

○3番（小笠原直治君） 議長、今の形の中で。

この載っているのは鉄道資料館の委託と書いてありますよ業務委託、清掃、室内清掃。書いてありますよここに。ちゃんと載っていますよ、ここに。清掃業務、鉄道資料館。これもう1回見てください。はい、いいです。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 伊藤参事、お願いします。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今ガイドラインの方、素案としてできていますのでその辺も今各グループリーダー等々のワーキンググループの方に投げかけています。先ほどお褒めいただきましたときわキャンプ場の方も、もう一度見直しながらできるだけいいものをおと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちょっと私の意図と違って不満足ですが、質問は終わります。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。以上で3番小笠原直治議員の一般質問を終わります。

続いて7番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.8 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 三浦です、よろしく申し上げます。本日は1900年代に活動がスタートした国際女性デーということでタイミング良く取り上げることができたと思っています。

1件目、男女平等についてということで1つ目。第3次安平町男女共同参画基本計画案を策定するにあたって第2次安平町共同参画基本計画、DV対策基本計画、女性活躍推進計画などの実施状況と検証について伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 1つ目にご質問のありました第2次安平町男女共同参画基本計画の実施状況と検証についてお答えします。まず、当該計画の位置付け及び計画期間について概要を説明させていただきます。

安平町の男女共同参画基本計画は男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律という3つの法律に基づく市町村推進計画として位置付け、本町が実施する男女共同参画及び男女活躍推進に関する施策並びに配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的に推進するための計画としています。そのためご質問のありました各計画の実施状況について、まずは男女共同参画基本計画を所管する政策推進課で一括して総合的な観点から回答させていただきます。次に現在の第2次安平町男女共同参画基本計画の計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間となっており、令和6年度からを計画期間とする第3次安平町男女共同参画基本計画の策定に向けて現在策定作業を進めているところです。その中で第2次基本計画の実施状況と検証を行っていることからこれを踏まえて1つ目のご質問についてお答えします。

まず、第2次計画で掲げた基本方針1から3の取り組み事業、計96本のうち8割以上が事業実施や着手となっており、計画に掲げた取り組みの実施率は高く、全体的には概ね順調に取り組んできた状況にあると評価しています。一方で社会情勢の変化等もあり、安平町における男女共同参画に関する課題としては、大きく分けて3つの課題があると捉えています。1つ目が男女が

認め合う多様性の尊重として、男女共同参画社会の実現には固定的、潜在的な性別役割分担意識の変革、そして人権が尊重され個性と能力を発揮できる社会であることが必要であること。また、LGBTQなど性的マイノリティに対する正しい理解を広げ、全ての人自分らしく生きることができるまちづくりを推進する必要があること。2つ目が女性が活躍できる環境づくりとして安平町の審議会等における女性委員の割合は約3割で国や北海道と比較しても低く、政治や行政活動に対する女性の参画推進が必要であること。また、男女が共に仕事と家庭を両立できる環境整備などが必要となっていること。3つ目が社会情勢等の環境変化への対応として新型コロナウイルス感染症の影響、人口減少社会の進展と未婚単独世帯の増加、デジタル化社会、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流といったことに対応することが求められており、多角的に男女共同参画を捉える必要があること。以上が大きな視点での課題だと捉えており、第3次男女共同参画基本計画の策定に当たってはこうした多岐にわたる要素を踏まえた上で着実な実行とわかりやすさの向上を考慮しながら策定を進めていく必要があると認識しているところです。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 進捗と課題についてわかりました。1点だけ確認させていただきたいのが、本計画に位置付けられているDV対策基本計画に基づいて具体的にどのように周知と支援、啓発を行っているのか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） 主な周知方法としては、現在啓発パネル展という形が主な取り組み実施状況となっています。

（理事者側協議）

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） そうしたら次の質問で合わせてもう一度聞きます。いいですか。ダメですか。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） DVの関係ですが、DVに係る周知という部分ですが、民生委員から児童委員からの要請に基づきまして行っていますので、DVに関して詳しく周知は今のところはしていません。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 相談体制はこのようにしているという感じの周知はしているかどうか。していますか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 大きな部分の周知ではないですが、地域ミーティング等の部分での形があります。そこで保健師が参加していますので福祉の担当と、この民生委員とそこの自治会という形でのメンバーで地域ミーティングで周知はしています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。次なのですがDV対策基本計画、女性活躍推進計画なども安平町の男女共同参画基本計画の中に含まれていることも踏まえて次の質問をさせていただきます。

安平町役場での職員の働き方について、第2次安平町男女共同参画基本計画の実施状況を伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 第2次安平町男女共同参画基本計画におきます役場職員の働き方という部分ですが、こちらについては重点項目に位置付けます女性の役職への登用促進、また、町職員の男女共同参画に対する意識の向上。それと育児介護の支援体制の充実に取り組んでいるところです。

はじめに女性の役職への登用促進。こちらは管理職への女性登用の割合となりますが、こちらは年々増加傾向にありまして、令和元年度で7.0%だったものが令和4年度では10.9%と3.9%の伸び率となっています。具体的な取り組みとしては、女性を対象としたキャリアビジョン研修会への派遣。また、職場内における女性活躍推進研修等の実施によりまして管理職層への積極的

な女性登用を推進しているところです。

次に町職員の男女共同参画に対する意識の向上という部分では、先ほどと一部重複しますが、女性職員を対象とした各種研修会の開催。また、育児介護制度の周知、さらには利用促進を図っているところです。

最後に育児介護の支援体制の充実。こちらは家庭と仕事の両立支援ということになりますが、特に育児休業の取得促進という部分については、これまで条例改正による育児休業の取得回数の拡大に合わせて研修会や制度の周知などによる育児休業を取得しやすい職場環境の確保に努めているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今のご答弁踏まえて2点ほど確認させていただきたいのですが。管理職に占める女性の割合が令和4年度時点で10.9%ということだったので、既に公表されている令和7年度の目標値9.5%を上回っているところなのですが、今後の方向性について、さらに男女関係なく活躍できる人材の採用を積極的に行っていく、管理職にも積極的に登用していくなどその方向性に進むことが安平町にとってとてもいいことではないかと思えます。それぞれの立場やそれぞれの考え方、性別なども超えて町を良くしていこうという方向性に前に進んでいけるのではないかと考えます。例えば性別は関係なく能力が活かされる仕事に配置されて、また、管理職になれるとなった時はそれぞれの職員の方々のやりがいや意識が向上してくるものではないかと考えますが、今後の方向性はその方に向かっていけるのかというのが1点と。

もう1点、育児休業の話もしていただいたのですが、その取得率とその現状、性別関係なく取得しやすい取り組みや各種ハラスメント関係についてもどのような取り組み対策を行っているかということが気になるのですが、その点についてお願いします。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 何点かご質問いただきましたが、まず女性管理職の現状と課題の認識という部分から触れさせていただきたいと思えます。先ほどもお話したとおりの割合でして、議員おっしゃるとおり令和7年度の目標値を上回っている状況にあるということです。参考までなのですが、令和4年に実施されました地方公共団体における全国調査というものがあります。こちらについては自ら管理職を希望する女性職員が少ないという全国的な調

査の結果が出ています。また、一方では役職に就かなくてもいいという回答が実際5割近くあったという結果もありまして、これら引き続き管理職になることへの不安を払しょくする取り組み、また、各種研修を通じた管理職に必要な知見の習得に努めて参りたいと考えています。

関連いたしまして、この女性管理職、言ってみれば女性職員を増やすための取り組みにつきましては若干関連ということで触れさせていただきたいと思いますが、これも毎年公表している中で職員に占める女性職員の割合に対する部分です。まず一般職全体については令和4年度実績で15.0%、これは公表数値です。直近の数字としては率にすると19.1%ということで増加傾向にあります。それともう1つの公表の数値で、採用した職員に占める女性割合。これも1つの目安となりますが、令和4年度では16.7%だったものが令和5年度では33.3%まで伸びてきていまして、令和6年度ここは採用予定ということになります。採用職員のうち半数が女性ということになっていまして、令和7年度の目標値、ここは40%という目標を掲げていますけれどもこれを超える高い数字にあるということとなっています。

それともう1点、大事なところが女性職員を増やすためには入口となる採用試験において女性の応募者をどのように増やすかがポイントとなるということとされています。そういった点ではこれまで当町ではオンラインによる求人サービスを活用した職員募集を行っていきまして、活躍する女性職員の紹介記事を紹介するとともに、大学での合同説明会を通じて女性職員の働きやすさと子育て世代も継続して働いていることなど、働く女性の職場環境が整っていることを広く情報発信をしていまして、これまでのこういった地道な取り組みによりまして今年度の採用試験における応募総数25名のうち女性については10名というところで、割合にすると40%の応募があったということです。

それともう1点が育児休業の取得率という部分で、仕事と家庭の両立に向けた課題の認識の部分ですが、こちらはの間これまで議会の中で一般質問をいただいております。ご答弁させていただいておりますが、女性職員については合併以降100%の取得率という状況です。もう1つが男性職員の関係で、どうしても取得率が低いというところですが、当町についても同様でこれまで取得率はゼロだったという部分で令和3年度実績で初めて職員1名が取得したと。確かに期間的には非常に短い期間だったのですが、これまでゼロだったものが令和3年度で初めて1人取得したところです。この間、制度の見直しによりまして男女関係無く育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努めていまして、全国的に見ても育児の負担は依然として女性に偏っているという実態がありまして、背景にはこれまでの長い歴史の中で女性は家で家庭を守り、男性は外で働くという固定概念が根強く今でもなお残っているというところで、育休は女性が取れるものという意識が根付いているということで私どもは認識しているところです。そういった部分では今後も育児や介護休

暇を取得しやすい職場環境の構築に努めるということと、テレワークやフレックスタイム制の導入によりまして職員個々の事情に合わせた多様で柔軟な働き方を自由に選択できる働きやすい職場づくりを目指して参りたいと考えています。

最後にハラスメント対策の関係ですが、こちらはこれまでセクハラ、また育児介護を含めたハラスメントの全体の防止に向けた取り組みということで、安平町においては職員一人一人がハラスメントに対する理解を深めるとともにお互いの人権を尊重し合える職場環境を確保することを目的として令和3年に基本方針、また、要綱を制定したところです。その他パンフレット等の配布による制度内容の周知とともにハラスメント防止研修を実施している状況です。今後もハラスメントにより就業環境が害されることがないように職員が快適に働くことができる職場環境の確保に努めていく考えです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） しっかりされているということで、このまま進めていただけたらと思います。

次なのですが、生理用品の学校や公共施設へのトイレの備え付けについて考え方を伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 自治体の施設に限らず備え付けを行う場合は、費用が発生しますから根拠として生理の貧困などの福祉面の考え方や、今回のような男女平等としての備え付けなど考えは多々あると思います。平等の解釈や備える備えないだけではそれが解決策としての結論とは判断しがたく、学校現場の状況としては現在心理的対応や忘れた時の対応など拡大解釈したとしても現時点では緊急時の対応策に留まっている程度です。それ以外の町有施設への一律に備え付ける考え方も現在は実施に至っていません。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 課題解決のための解決策の結論としては判断しがたいということだったのですが、こちら経済的に生理用品が買えないとか、ちょっと趣旨とは外れるかもしれないですけど、外出先で用意がない時に突然なってしまった時、女性は生理になることによって外出もままならないことも

多く、生活に大きく支障をきたすことも結構あります。思春期のお子さんの場合はなってしまったとか、用意がないとか、買えないとか、恥ずかしくて他人に言えないこともたくさんある状況があると思います。こういう身体的機能によって困難なことが起きる。コントロールも利かないことも多いのですよね。身体的機能によって生きづらさを感じることも多いので、この部分への支援は安平町の男女共同参画基本計画の趣旨にも認識の違いかもしれないけど私は合っているのではないかと考えています。例えば交付金活用して設置した自治体も全国には241自治体あって近隣では苫小牧市や白老町なども実施していて、うちの安平町としてもニーズの把握を行うとか財源についても試算してみるなど、検証だけでも前向きに行っていただけないか。ここだけご確認させてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今のご質問であると、以前生理の貧困という考え方でこの備え付けの問題について提案があったと思います。ですからその観点の部分をしっかり捉えて進めていく部分であれば、ある程度の部分の中で対応できることはあるかと思うのですが、ただ、そもそも生理の貧困の考え方の対応がどこまでなのかというところの問題が大きくて、今回質問されたように一律に各施設に生理用品を設置するとかということになると、ここの考え方の進め方となれば先ほどお話したような資金面、確かに交付金を使ってということもあると思うのですが、ここの論点をどこに置くかという部分が非常に大きなところかなと思います。ですから学校現場では、先ほどお話したような生理の貧困に当てはまらなくても、心理的な対応も含めて近くの自治体ではやっているところも実際にあるわけですから、そういった部署によつての考え方でさらにその生理の貧困問題というところで解決する方法を見つけることはあるかと思うのですが、一律に今回私代表として全施設の今の考え方をお話させていただいていますので、そういったようなところで今の実情として捉えていただければと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 生理の貧困に対してだけでも前向きに考えていただけたらと思います。

次なのですがジェンダー平等についてということで取り上げさせていただきます。ジェンダー差別に対する安平町としての位置付けと認識について伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） ジェンダー平等を実現しようとSDGs 17の目標の5番目にありますが、男女平等を実現し全ての女性と女の子の能力を伸ばし、可能性を広げようとしています。当町としては第3期男女共同参画基本計画を策定することとしており、昨今の社会情勢を踏まえて性的少数者LGBTQに対するパートナーシップ制度の対応や取り扱いについて、他自治体事例を参考に検証を進めていきたいと考えています。また、これらはジェンダー平等の視点に立った社会制度、慣行の見直しや意識改革を促進するため、性による差別やジェンダーバイアス、社会的な性差に対する固定概念や偏見に基づく言動、いわゆるジェンダーハラスメントを根絶することも合わせて検討を進めていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 1点だけ確認させていただきたいのですが、ジェンダー平等については第2次安平町総合計画2023から2026までの中で課題とされていながら具体的な政策の明記が無かったのですがそれはなぜか。その時に具体的な内容が精査されていなかったということなののでしょうか。確認させてください。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） まさに今議員がおっしゃったとおり第2次男女共同参画の部分については、このジェンダーの部分よりも女性職員を多く採用しようとか、そういう地位につけようというところが1番目に入っていて、今SDGs 5番目にありますような全ての女性と女の子の能力を引き上げるところまで行っていなかったと。ですから先ほど答弁したように第3次の部分について検討を進めていくという形です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

（理事者側協議）

○議長（多田政拓君） 答弁ありますか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） すみません、第2次総合計画には無いという形の中で、この男女共同参の第3次に向けて検討していくというところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では整理されて進めていくという認識で。

次なのですが、教育現場におけるジェンダーについて、差別や偏見に対する取り組みをどのように行っているか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 令和3年度に他の議員に同じ質問をいただきましたが、ジェンダーフリーなどを直接な内容で教育の実施は無く、性差の平等公正な対応や性的趣向、性自認に関する偏見に基づく言動などの防止に努めていくような範囲ですが、令和4年12月の生徒指導提要改定を受けて学校現場でも具体的な取り組みを行うための理解は以前より進んでいると思います。ただ、それ以上の進展が無いのが現状だと思います。具体的な対応策として言えるのが早来学園の後期課程、7年生以上の制服が本年度より選択できる形を採用していますが、それ以外は早来学園の建設時に検討し、一部施設整備にも反映したことなど、まだまだ先ほど説明をした範囲に留まっている状況です。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。出席番号は氏名あいうえお順、制服においては女性でもパンツを選べるなどがありますが、令和4年12月に文部科学省からの生徒指導提要第12章で性に関する課題12.4性的マイノリティに関する課題と対応。12.4と1性的マイノリティに関する理解と学校における対応、12.4.2性的マイノリティに関する学校外における連携共同でそれぞれ記載されており、学校現場においても共有がされているところです。

以上補足します。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 学校現場にも共有されているということでお話を伺ったのですが、ジェンダーに関して子どもたちの正しい理解の促進のために当事者がいる場合苦しむことが無いようにそのような取り組みを進めていくことが大事だと思っておりますが、教育現場でのジェンダーについての授業は行われているかどうか。もし行っていないならば行う方向で検討できるかどうか、その見解を伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 直接的な教育というか授業は現在行っていませんが、先ほどの例えば制服の改定ということにおいては、例えば早来学園も追分中学校も生徒独自の声から上がってきたところもありまして、それは実態に基づいて、例えば女性がなぜこの制服という部分がありますので、それは道徳とか色々そういった授業の中での発展性の中で疑問点が生じているところもありますから、そういった部分が先ほどの指導提要改定を受けて学校の中でもその割合がだんだんと広がって行って、こういった点に反映できる体制になるのかなと思っていることと、あと私たちの町のCFCIの絡みで、お子様方に意見表明というところの、うちからもそういった部分も含めて行っていければと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ぜひ子どもたちから疑問がもっと多く出てきた時でも構わないと思うので、その方向性で進んでいただけたらと思います。

もう1点、子どもたちが悩んでいる時に相談できる体制、ちょっと特殊な相談かと思うのですが、あるかどうか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） それは先生との関係性というのもあるのですが、不登校の問題になり得る部分の中で、例えばそういうところの事案も無くはな

いというところで、別の議員のやりとりの中での不登校問題の中での子どもたちの様子を見るというような学校の体制というのがそういうところであって、また、そこがなかなか学校の中では言えないことであればカウンセラーのところだったりとか、そういったところでの現状ではいじめとかそればかりに特化したものではなく、そういったような体制の中で進めているのが今の現状だと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） なかなかこの部分も難しいと思うのですが、悩むことがないように細かく様子を見て、何かあれば声をかけていくような体制がとられるといいと思いますのでその点よろしくお願いします。

次なのですが、第2次安平町総合計画のところに理解促進を図る必要性が高まっているとされていますが、町民向けの講座の開催に関してこれまでの実績はあるかどうか伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 町民向けの講座に関しては現在のところ行っていません。ただ、昨今の社会情勢を踏まえるとともに他自治体事例を参考に検討を進めていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 先ほど教育の関係でもお話させていただいたのですが、検討を進める中で当事者じゃないとわからない部分もあると思うので、そういう方を講師に招いてなどの町民向け講座開催についても検討を進めていただけるかどうか。実施する方向で考えられるか伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 研修の講師の関係、それと実施については先ほども答弁したとおり、昨今の社会情勢を踏まえながら先進自治体ほかの自治体の様子を参考にしながら検討を進めていきたいということですので、どのようなジェンダーのどのような形の部分をやるのか、それともSDGsでやるのか、

大学の講師を呼んでやるのか、色々な部分で検討していかなければならないということで、現段階は今のところはまだ検討に向けて考えているということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 特にご年配の方とかなんかはこの部分の理解がとてもわかりづらいという声をよく聞きまして。でも、若い方にはこの部分の認識が広がっていて悩んでいる方も増えてらっしゃるので周知含めて多方面からの実施について検討していただけたらと思っています。その観点からもう1点なのですが、この関係でパンフレットなどを作成しているかどうか。作成していなければ町民理解を得る材料を1つでも増やす取り組みを行う考えがあるかどうか伺いたいのですが。例えば苫小牧市が作成している多様な性について考えよう、知ってほしいLGBTのことという漫画の冊子を拝見したのですが、とてもわかりやすい冊子で今後どのような方向性でこの部分も進んでいくか。今のところのお考えでいいのでお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） このパンフレットの部分につきましては私が総務課長の時に法務局等からパンフレットを配って設置した記憶があります。今三浦議員がおっしゃった部分については先進事例をやはり確認して、どのようなものなのかという部分も含めて検討していきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 次に進みたいと思うのですが。パートナーシップ制度の導入について1点目の質問でご答弁いただいたので、次の確認をさせていただきたいのですが。性的少数者に対するパートナーシップの制度の対応の取り扱いについて、他自治体の事例を参考に検討を進めていきたいと考えているというご答弁でしたが、全国278自治体も導入されていて全道185市町村のうち7市町村が実施しています。苫小牧市はご存知のとおり2023年1月に策定して全国にこの状況がよく広がっているということです。本町においても実施に向けてどのようなスケジュールで、いつまで検討をし、何年を目処に実施できるように進めたいなど具体的なお考えがあるかどうかを伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今具体的なという形が出ておりましたが、まず1つは第3次男女共同参画の計画が出来上がるまでと。具体的な数字には答弁はできませんが、まずパートナーシップ制度。他の町でもやっているという考え方がありますが、考えていく中で戸籍上同性のカップルに対して地方自治体が婚姻と同等の関係を承認する制度であります。ただ、パートナーシップを利用して証明ができたとしても法律上の家族とは言えないため、例えば病気を患って入院した場合、病院側の理解や許可がなければ面会もできず、緊急を要する手術にも同意ができないだけでなく、病状や容態についても聞くことができない場合があると。このような問題を検討していきながら協議をしていきながら、いつどういうこのパートナーシップ制度について導入を考えていくのかというものを考えていかなければならないと考えていますので、先ほど答弁したとおり第3次男女共同参画計画の部分の形で行っていくという形の答弁になります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 戸籍や法律の関係は国にしっかりと変えてやっていただきたいところなのですが、これを動かすにはたくさんの自治体が必要なんだという方向性を見せることが大事ではないかなと。一人一人大切にされる町としても、そういう国のためにしても明確にスケジュールを提示していただいてやっていくと言っていた方がいいた方がいいなと思ったのですが、そういう方向性でよろしいのでしょうか。認識をお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） パートナーシップの関係については新聞報道等でも今紹介されているとおり苦小牧のお話も今いただきましたが、ある程度大きな市であったりそういったところで先行して進んできているものだと思います。この考え方であったり世界的な動きを見てもこれを全く否定するのではなく、進めていく必要があるとは思っていますが、いずれにしてもこういった政策を具体的にやっていく時にはその担当部署においても仕事として相当な負荷もかかってきますので、当然体制的なことも含めながら第3次の計画の中でと答弁を今させていただきましたが、安平町と同規模の町村でそ

ういった取り組みがどのような形で行われているのであれば、そういったところも研究していかなければ、理想的には進めていくべきだとしても本当にそこに着手できるかはもうちょっと深く検討研究していかなければならないものだとは思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 前向きに検討研究していかれるということでご答弁いただいたのですが、もしこのパートナーシップ制度が導入されたとして、その後のことなのですが、自治体間連携についてはどのように考えるかも1つ確認させていただきたいのですが、自治体間連携とはパートナーシップ制度を実施している自治体間で協定を締結してこの例えば宣誓者、私と私が家族ですよと認められた時には、その宣誓者が転出した時に届出が継続使用できるということで新たにパートナーシップ制度の交付を受けなくてもそのまま利用できるということで本制度利用者の負担軽減にもつながるというサービスの向上を図るものということなのですが、もし実施できたとしたらそのようなものも進めていく考えがあるかどうか。苫小牧市では積極的に実施を呼びかけていますがどうでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 仮定の話ではありますが、導入した場合には当然こういったことをしていかなければならないものだと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。ぜひ難しい課題かと思いますが進めていただけるようにということで。今回この質問に至った経緯としては、人の人権について性別に関係なく生きやすい社会という願いがあるので質問させていただいたのですが、日本国憲法にも三原則に掲げられているうちの1つで基本的人権の尊重にありますように、国民誰もが人間らしく生きる権利を持つこと。一人一人が生まれながら持っている権利があります。その全ての人が自分らしく生きられるように年齢や性別、しょうがいの有る無しに関わらず、健康で文化的な暮らしを送ることができるとされているようにジェンダー平等は決してSDGsの関係で女性、女の子というふうにかかれているということですがけれども、ジェンダー平等は女性に対する特別扱い

ではなくて、全ての人により良い未来を確保する上で基本的なものという認識のもと取り上げさせていただいています。条例制定も視野に入れて先進自治体に学びやっっていくとおっしゃっていただいたので安心したのですが、性別や性的思考など関係無く誰もが安心して普通に暮らせる安平町にしていくことが大切だと私考えています。この考え方をもとに、どのような立場の人でも住みやすいまちづくりを進めていくことによって別な方向の観点なのですが、こんないい町があるんだなということで移住定住にもさらにつながるのではないかというふうに私個人は考えていますので、ぜひ研究検証を前向きに行ってもらえるように要望して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○7番（三浦恵美子君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留めこれで延会としたいと思いますですがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会します。なお、9日、10日は休会となります。3月11日月曜日は諸般の都合により午後1時に再開したいと思いますのでよろしくお願いします。本日はご苦勞様でした。

延会 午後 4時42分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
